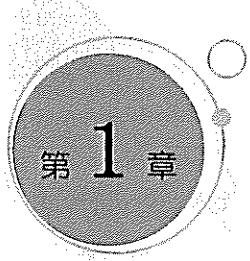


第3期海津市障がい者計画 (案)

海 津 市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 法令等改正の動き	1
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	6
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	7
1 人口構造等の現状	7
2 世帯の状況	9
3 障がいのある人の現状	10
4 障がいのある人の社会参加の現状	18
5 アンケート調査の概要	24
6 ヒアリング調査の概要	28
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の目標	31
2 計画の分野	31
3 計画の体系図	33
第4章 分野別施策	34
1 啓発・広報	34
2 生活支援	43
3 生活環境	52
4 教育・育成	60
5 雇用・就労	67
6 保健・医療	72
7 情報・コミュニケーション・社会参加	77
第5章 計画の推進に向けて	82
1 計画の推進体制	82
2 計画の進行管理	83



第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障がい福祉制度は、従来の「措置制度」に代わり、平成 15 年度からノーマライゼーションの理念を実現するため「支援費制度」が導入されたことにより、利用者が必要な障害福祉サービスを主体的に選択するという画期的な制度改革が行われ、その後、制度上の課題を解決し、障害福祉サービスの一層の推進を図るため、平成 18 年度に「障害者自立支援法」が施行されました。

本市においても、平成 20 年 3 月に海津市障害者計画を策定し、平成 24 年 3 月に第 2 期海津市障がい者計画として見直しを行い、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

昨今、少子高齢化や核家族化がさらに進み、社会構造が複雑化するとともに、東日本大震災などの災害による甚大な被害の発生など、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化し、地域全体で支えていくことの重要性がますます高まっています。

そのような中、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が平成 25 年 4 月に施行され、同年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成 28 年 4 月から改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」とともに施行されています。

こうした障がい者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえつつ、障害者基本法の目的である「障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」を実現するために、新たな「第 3 期海津市障がい者計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2 法令等改正の動き

（1）障害者の権利に関する条約の批准

平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成 26 年 1 月にこの条約を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方があわせ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成23年に障害者基本法の一部が改正され、障がいのある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されました。

(3) 障害者自立支援法の施行と改正

平成18年4月に障害者基本法の基本理念にのっとり、障がいのある人及び障がいのある児童がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とした障害者自立支援法が施行されました。

障がいの種別にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化、施設・事業の再編、就労支援の抜本的な強化、支給決定の仕組みの透明化、明確化等が行われました。

平成24年には、利用者負担の応能負担を原則とするとともに、発達障がいについても対象となることを明確化、相談支援の充実、障がい児支援の強化等の改正が行われました。

(4) 児童福祉法の改正

平成24年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成28年の同法改正により、平成30年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」を策定します。

(5) 障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行、家庭や施設などで障がいのある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務づけているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務づけることなどが盛り込まれています。

(6) 障害者総合支援法の改正と施行

従来の障害者自立支援法が平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正施行され、障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定めされました。

また、平成 30 年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

(7) 障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとされています。

(8) 障害者差別解消法の施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

(9) 改正障害者雇用促進法の施行

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)」が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました。

(10) 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)」が公布され、同年 5 月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

(11) 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました。

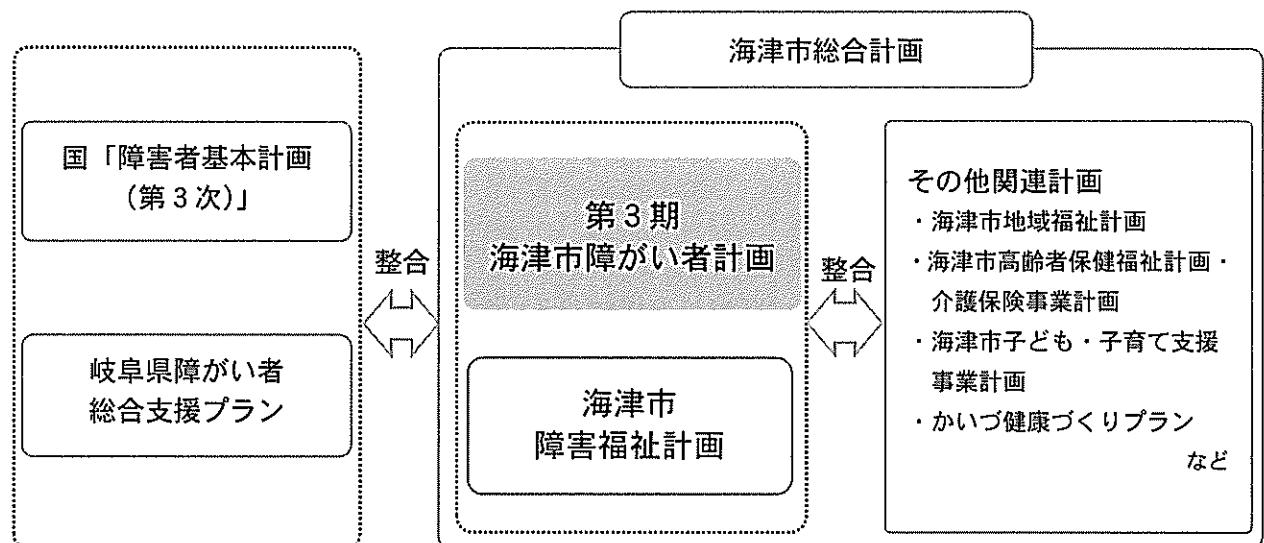
3 計画の位置づけ

(1) 計画の性格と法的根拠

「海津市障がい者計画」は、障害者基本法を根拠法とし、主に障がいのある人を対象に、障がい者施策全般に関わる目標を定めた計画であり、海津市における障がい者施策の総合計画として位置づけられるものです。

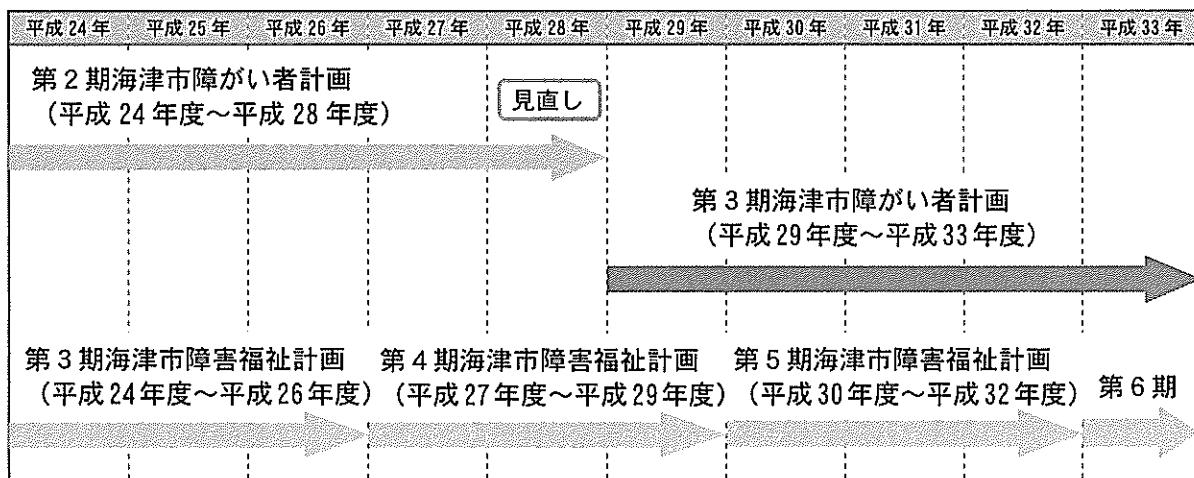
(2) 関連計画との調和

本計画は、「岐阜県障がい者総合支援プラン」「海津市総合計画」を上位計画とし、「海津市地域福祉計画」等、障がいのある人等に関する事項を定める計画との整合性を保ちつつ、必要な施策を総合的に推進するものです。



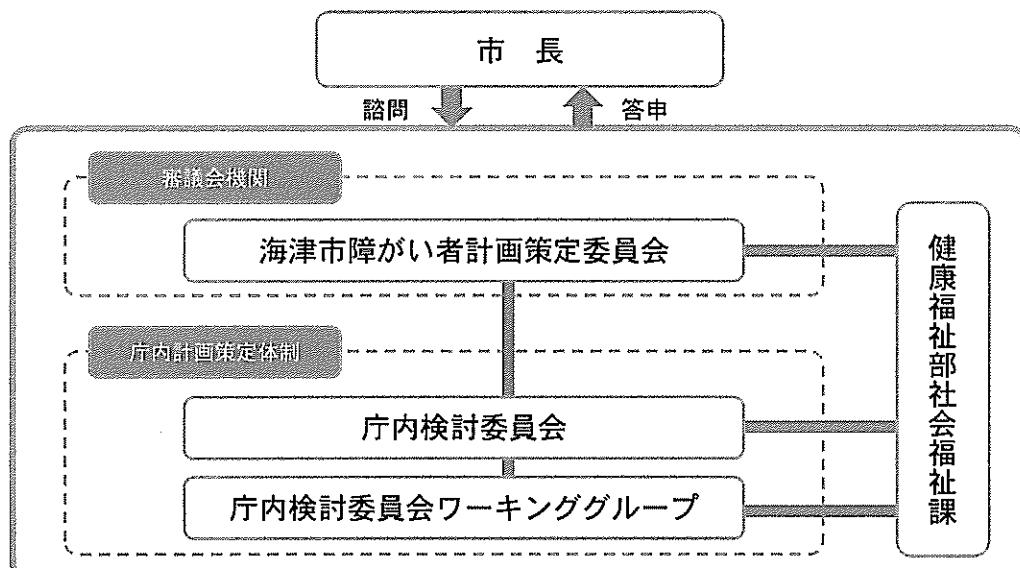
4 計画の期間

「第3期海津市障がい者計画」は、平成29年度から平成33年度の5年間を計画期間として策定します。なお、社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。



5 計画の策定体制

「第3期海津市障がい者計画」の策定にあたっては、有識者、社会福祉関係団体等の代表者、関係行政機関等の職員等で構成する「海津市障がい者計画策定委員会」を設置するとともに、庁内体制として「庁内検討委員会」「庁内検討委員会ワーキンググループ」を設置し、健康福祉部社会福祉課に事務局を置き、アンケート調査、ヒアリング調査結果等を基に計画を策定しました。





第 2 章

障がいのある人を取り巻く状況

1 人口構造等の現状

本市の総人口の推移を国勢調査の結果でみると、平成 2 年から平成 7 年までは増加していますが、平成 12 年からは減少に転じており、平成 27 年の総人口は 35,206 人となっています。また、住民基本台帳による総人口は、平成 23 年から平成 27 年の 5 年間の推移をみると、年々減少しています。将来人口は、海津市人口ビジョンの推計値では、平成 32 年には、34,670 人とさらに減少すると見込まれています。

年齢 3 区別人口の推移を国勢調査の結果でみると、少子高齢化の進行が顕著にあらわれています。0~14 歳の年少人口は、平成 2 年の 8,454 人から平成 27 年の 4,062 人へと 25 年間で 4,392 人減少しています。年少人口が総人口に占める割合（年少人口比率）は、平成 27 年には 11.5% となっており、これは全国平均 12.5% より 1.0 ポイント低く、岐阜県平均 13.1% より 1.6 ポイント低い割合となっています。

一方、65 歳以上の老人人口は、平成 2 年の 5,315 人から平成 27 年の 10,246 人へと 4,931 人増加しています。老人人口が総人口に占める割合（高齢化率）は、平成 2 年の 13.0% から平成 27 年には 29.1% に上昇し、これは、平成 27 年の全国平均 26.3% より 2.8 ポイント高く、岐阜県平均 27.9% より 1.2 ポイント高い割合となっています。

表 人口の推移

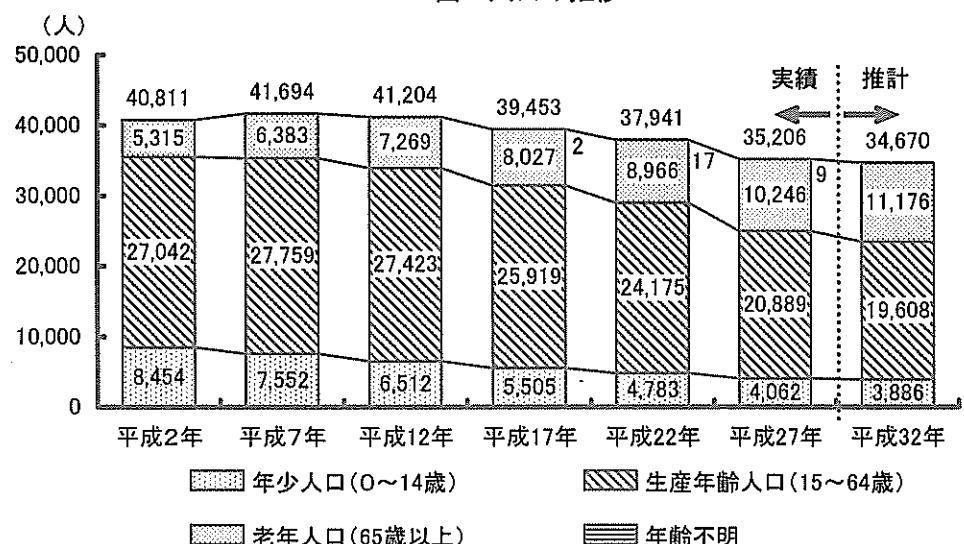
年 代	総人口	年少人口 【0~14 歳】(人)		生産年齢人口 【15~64 歳】(人)		老人人口 【65 歳以上】(人)	
		構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)
平成 2 年	40,811	8,454	20.7	27,042	66.3	5,315	13.0
平成 7 年	41,694	7,552	18.1	27,759	66.6	6,383	15.3
平成 12 年	41,204	6,512	15.8	27,423	66.6	7,269	17.6
平成 17 年	39,453	5,505	14.0	25,919	65.7	8,027	20.3
平成 22 年	37,941	4,783	12.6	24,175	63.7	8,966	23.6
平成 27 年	35,206	4,062	11.5	20,889	59.3	10,246	29.1
平成 32 年	34,670	3,886	11.2	19,608	56.6	11,176	32.2

資料：国勢調査（平成 12 年までは旧海津町、旧平田町、旧南濃町の合計値）

海津市人口ビジョン（平成 32 年）

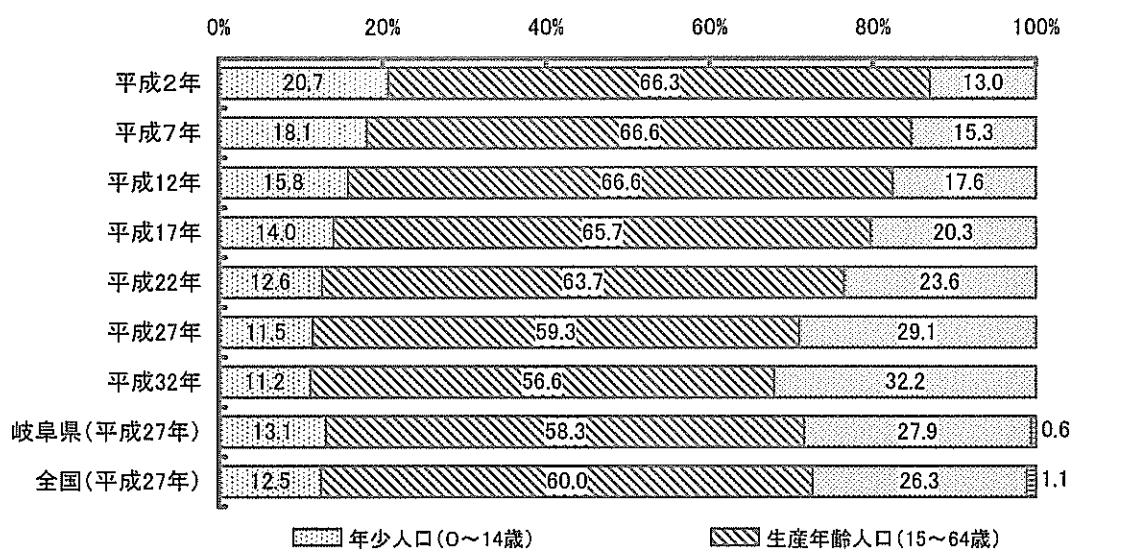
※ 総人口には年齢不明者を含みます。

図 人口の推移



資料：国勢調査（平成2年～27年）
海津市人口ビジョン（平成32年）

図 年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査（平成2年～27年）
海津市人口ビジョン（平成32年）

表 年齢区分別の人口の推移

単位：人

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
18歳未満	5,841	5,715	5,555	5,361	5,108
18～64歳	22,596	21,914	21,246	20,538	19,843
65歳以上	8,967	9,280	9,670	9,998	10,246

資料：岐阜県人口動態統計（各年10月1日現在）

2 世帯の状況

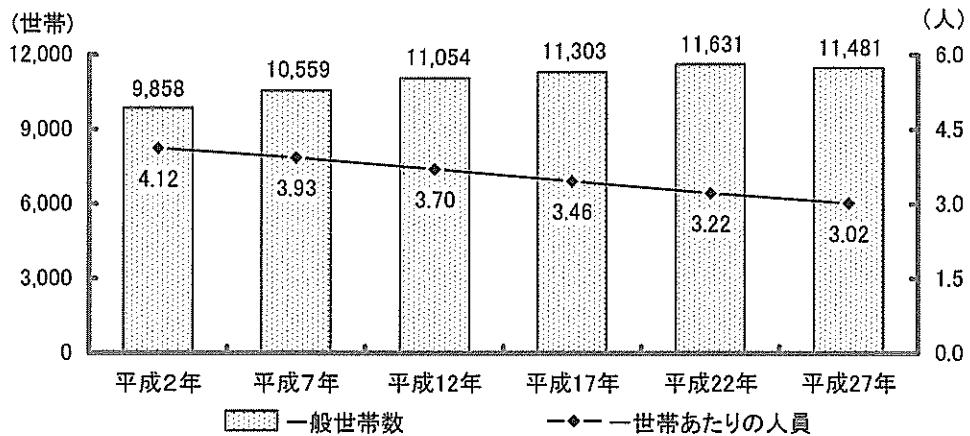
世帯数の推移を国勢調査の結果でみると、平成 2 年の 9,858 世帯から平成 27 年の 11,481 世帯へと増加を続けています。一方、1 世帯あたりの人員は減少傾向にあり、平成 27 年は 3.02 人となり、核家族化などが進んでいると考えられます。

表 一般世帯数と 1 世帯あたりの人員数の推移

	一般世帯人口 (人)	一般世帯数 (世帯)	1 世帯あたりの人員 (人)
平成 2 年	40,642	9,858	4.12
平成 7 年	41,462	10,559	3.93
平成 12 年	40,894	11,054	3.70
平成 17 年	39,063	11,303	3.46
平成 22 年	37,448	11,631	3.22
平成 27 年	34,630	11,481	3.02

資料：国勢調査（平成 12 年までは旧海津町、旧平田町、旧南濃町の合計値）

図 一般世帯数と 1 世帯あたりの人員数の推移



資料：国勢調査

3 障がいのある人の現状

(1) 身体障がいのある人の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

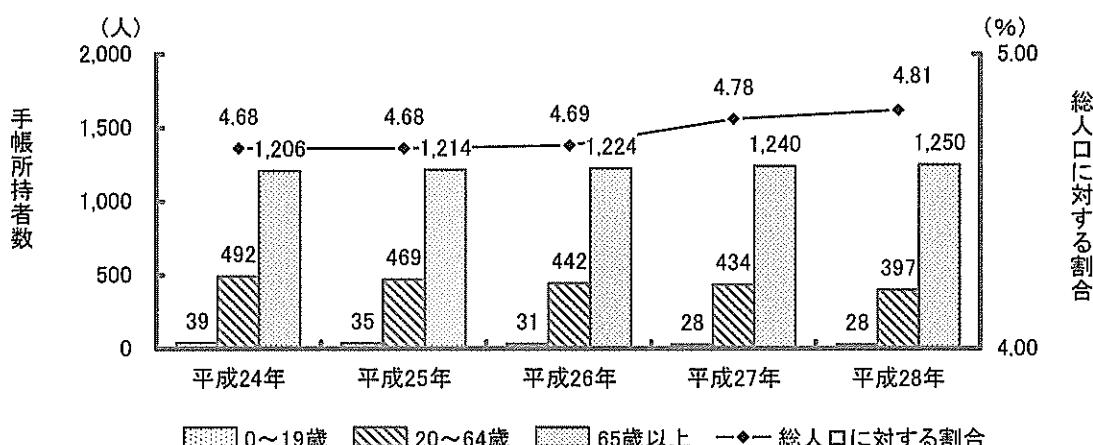
平成 24 年から平成 28 年までの身体障害者手帳所持者数の推移をみると約 1,700 人程度で推移していますが、年齢区分別にみると、65 歳以上の手帳所持者数が年々増加しており、加齢に伴う疾病による身体障がいの増加や障がいのある人の高齢化が考えられます。

表 身体障害者手帳所持者数の推移

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
0~19 歳	39	35	31	28	28
20~64 歳	492	469	442	434	397
65 歳以上	1,206	1,214	1,224	1,240	1,250
計	1,737	1,718	1,697	1,702	1,675

資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

図 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（手帳所持者数）
岐阜県人口動態統計（総人口）

② 身体障がいの種類別・年齢区別人数

年齢区別に障がいの種類をみると、19歳未満、20歳以上ともに、肢体不自由が最も多くなっています。

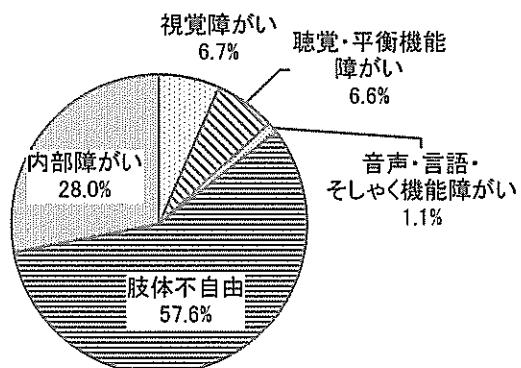
障がいの種類別でみると、肢体不自由が約6割を占め、次いで、内部障がいが約3割を占めています。

表 身体障がいの種類別・年齢区別人数

	19歳未満		20歳以上		計(人)
	(人)	構成比	(人)	構成比	構成比
視覚障がい	3	11.1%	109	6.6%	112
					6.7%
聴覚・平衡機能障がい	1	3.7%	110	6.7%	111
					6.6%
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0.0%	19	1.2%	19
					1.1%
肢体不自由	14	51.9%	950	57.6%	964
					57.6%
内部障がい	9	33.3%	460	27.9%	469
					28.0
計	27		1,648		1,675

資料：社会福祉課（平成28年3月31日現在）

図 身体障がいの種類別構成割合



資料：社会福祉課（平成28年3月31日現在）

③ 身体障がいの程度別・種類別人数

平成 28 年 3 月 31 日現在、障がいの程度別でみると、1 級では肢体不自由、内部障がいの割合が高くなっています。2 級以下では肢体不自由の割合が高くなっています。

表 身体障がいの程度別・種類別人数

	1級 (人)	構成比 (%)	2級 (人)	構成比 (%)	3級 (人)	構成比 (%)	4級 (人)	構成比 (%)	5級 (人)	構成比 (%)	6級 (人)	構成比 (%)
視覚障がい	40	8.1	30	11.7	11	3.1	7	1.9	13	11.8	11	11.6
聴覚・平衡機能障がい	4	0.8	37	14.4	19	5.4	14	3.8	1	0.9	36	37.9
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0.0	2	0.8	10	2.9	7	1.9	0	0.0	0	0.0
肢体不自由	205	41.4	186	72.4	207	59.1	222	60.3	96	87.3	48	50.5
内部障がい	246	49.7	2	0.8	103	29.4	118	32.1	0	0.0	0	0.0
計	495		257		350		368		110		95	

資料：社会福祉課（平成 28 年 3 月 31 日現在）

(2) 知的障がいのある人の状況

① 療育手帳所持数者数の推移

平成24年から平成28年までの療育手帳所持者数の推移をみると、5年間で32人の増加となっています。なかでも18歳以上で、30人の増加となっています。

また、平成28年3月末現在では、18歳未満は73人、18歳以上は232人、合計305人となっており、総人口に対する割合は0.88%となっています。

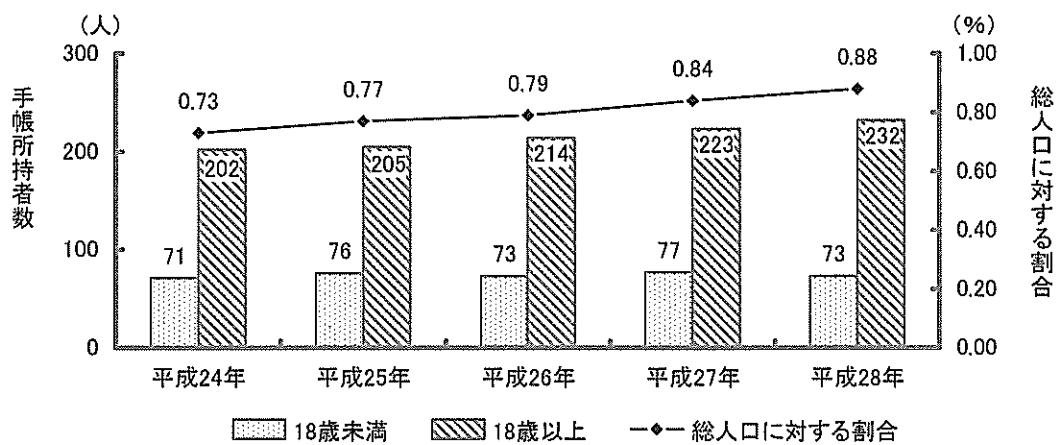
表 療育手帳所持数者数の推移

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
18歳未満	71	76	73	77	73
18歳以上	202	205	214	223	232
計	273	281	287	300	305

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

図 療育手帳所持数者数の推移



資料：社会福祉課（手帳所持者数）
岐阜県人口動態統計（総人口）

② 知的障がいの程度別人数

平成 28 年 3 月 31 日現在、障がいの程度別でみると、B2 が 32.5% で最も多く、次いで B1 の 29.2% となっています。

表 知的障がいの程度別人数

単位：人

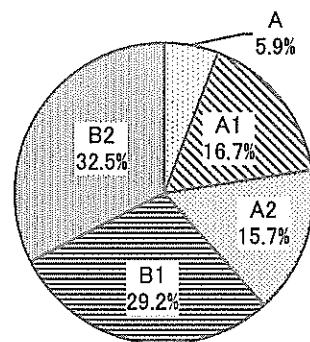
	18 歳未満	18 歳以上	計
A	0	18	18
A1	11	40	51
A2	11	37	48
B1	11	78	89
B2	40	59	99
計	73	232	305

資料：社会福祉課（平成 28 年 3 月 31 日現在）

※障がい程度区分…A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（その他（軽度））

（平成 2 年以降は A を A1 と A2 に分類）

図 知的障がいの程度別構成割合



資料：社会福祉課（平成 28 年 3 月 31 日現在）

(3) 精神障がいのある人の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持数者数の推移

平成24年から平成28年までの精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、5年間で46人の増加となっています。また、総人口に対する割合は0.67%となっています。

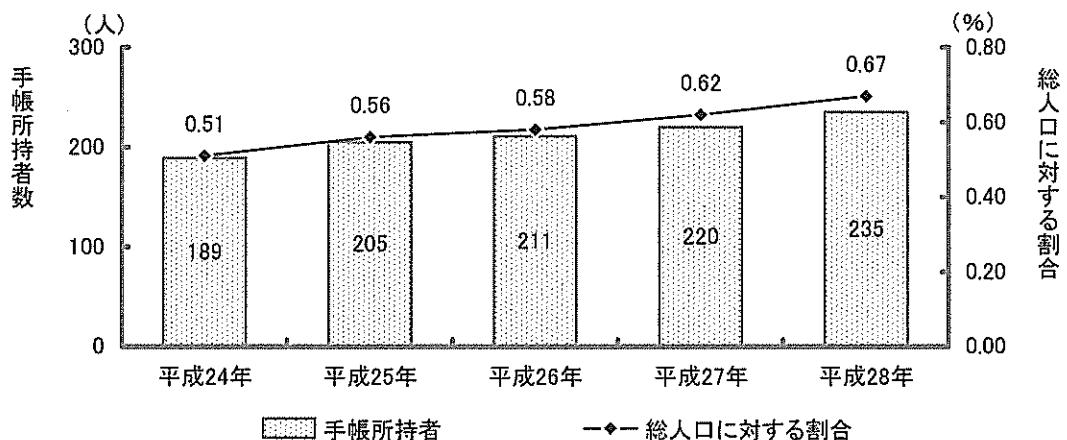
表 精神障害者保健福祉手帳所持数者数の推移

単位：人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1級	45	50	53	56	56
2級	129	137	141	143	156
3級	15	18	17	21	23
計	189	205	211	220	235

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

図 精神障害者保健福祉手帳所持数者数の推移



資料：社会福祉課（手帳所持者数）
岐阜県人口動態統計（総人口）

② 精神障がいの程度別人数

平成28年3月31日現在、障がいの程度別割合は、1級が23.8%、2級が66.4%、3級が9.8%となっており、1・2級が多くなっています。

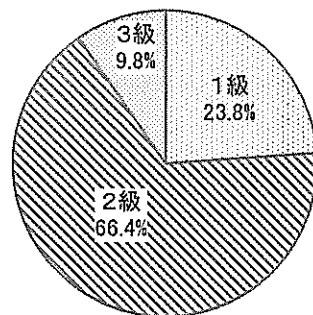
表 精神障がいの程度別人数

単位：人

	18歳未満	18歳以上	計
1級	0	56	56
2級	0	156	156
3級	0	23	23
計	0	235	235

資料：社会福祉課（平成28年3月31日現在）

図 精神障がいの程度別構成割合



資料：社会福祉課（平成28年3月31日現在）

③ 自立支援医療（精神通院）の公費負担

平成 24 年から平成 28 年までの自立支援医療（精神通院）公費負担状況の推移をみると、平成 26 年を除き増加傾向にあります。平成 28 年 3 月 31 日現在の受給者は 403 人で、総人口に対する割合は 1.16% となっています。

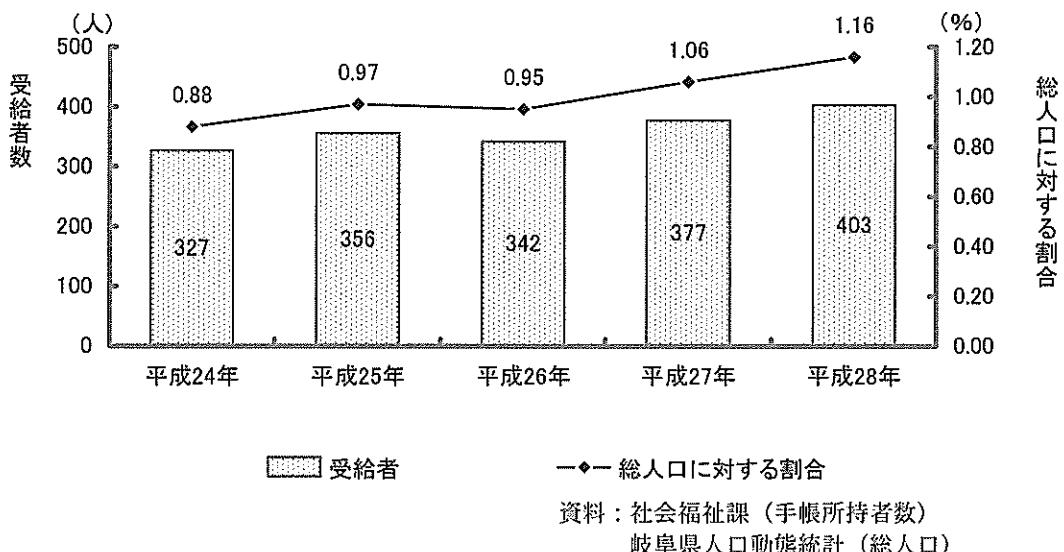
表　自立支援医療（精神通院）公費負担受給者数の推移

単位：人

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
受給者数	327	356	342	377	403

資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

図　自立支援医療（精神通院）公費負担受給者数の推移



4 障がいのある人の社会参加の現状

(1) 教育環境

① 保育園・幼稚園・認定こども園

本市では、平成28年4月1日現在において公立保育園1か所、私立保育園1か所、公立認定こども園2か所、私立認定こども園3か所の7か所の園で12人の特別な支援を必要とする子どもを受け入れています。

表 海津市内にある保育園・幼稚園・認定こども園

区分	保育園・幼稚園・認定こども園		うち特別な支援を必要とする子どもを受け入れている保育園・幼稚園・認定こども園	
	施設数	園児数(人)	施設数	園児数(人)
公立保育園	2	95	1	1
私立保育園	2	101	1	1
幼稚園	1	21	0	0
公立認定こども園	3	284	2	5
私立認定こども園	5	445	3	5
計	13	946	7	12

資料：こども課（平成28年4月1日現在）

② 小学校就学前の子どもの療育

児童発達支援事業所では、市内の小学校就学前の行動・認知面、集団行動など課題を抱えている子どもを対象に、発達段階に応じて、専任の指導員が個別指導と小集団指導を行っています。

保育園・幼稚園・認定こども園から、児童発達支援事業所に通っている子どもは、ほぼ横ばいで推移しています。

表 児童発達支援事業所の利用状況の推移

施設名称	単位：人				
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
オーロラ園	10	11	13	5	
まつぼっくり園	11	14	13	16	
ささゆり園	10	12	10	10	
みらい					29
計	31	37	36	31	29

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

※平成28年4月1日から、オーロラ園・まつぼっくり園・ささゆり園が統合され、「みらい」になりました。

③ 小・中学校の特別支援学級

本市では、障がいに応じた教育を行う特別支援学級は、平成28年4月1日現在で、小学校10校中7校において開設され10学級に39人の児童が在籍しています。中学校では、3校すべてにおいて開設され5学級に15人の生徒が在籍しています。

表 海津市の児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在籍状況

区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
小学校	学校数	5校	5校	6校	6校	7校
	学級数	8学級	9学級	10学級	10学級	10学級
	在籍者数	24人	28人	33人	39人	39人
中学校	学校数	4校	3校	3校	3校	3校
	学級数	7学級	6学級	6学級	6学級	5学級
	在籍者数	24人	17人	16人	15人	15人

資料：学校教育課（各年4月1日現在）

④ 特別支援学校

平成20年に市内に海津特別支援学校が開校し、平成28年4月1日現在、小学部に12人、中学部に8人、高等部に15人の35人の児童生徒が通っています。

表 海津市の児童生徒が通う海津特別支援学校の在籍状況

単位：人

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
小学部	12	14	12	10	12
中学部	6	7	9	9	8
高等部	17	20	18	22	15
計	35	41	39	41	35

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(2) 就業状況

大垣公共職業安定所では、年度末有効求職者数は増減を繰り返し、平成27年度では523人となっています。

表 大垣公共職業安定所に登録している障がいのある人の推移

区分	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
新規求職申込件数（件）	身体障がい者	248	251	222	244
	知的障がい者	105	113	95	134
	精神障がい者	104	133	146	210
	その他障がい者	13	15	31	28
	小計	470	512	494	616
紹介件数（件）	身体障がい者	735	766	615	441
	知的障がい者	226	231	135	136
	精神障がい者	408	334	391	495
	その他障がい者	30	29	25	43
	小計	1,399	1,360	1,166	1,115
就職件数（件）	身体障がい者	99	134	112	124
	知的障がい者	65	84	62	66
	精神障がい者	46	78	82	116
	その他障がい者	8	5	5	8
	小計	218	301	261	314
年度末有効求職者数（人）	身体障がい者	307	243	248	201
	知的障がい者	90	68	77	101
	精神障がい者	117	100	131	153
	その他障がい者	4	7	17	21
	小計	518	418	473	476

資料：大垣公共職業安定所（各年度末現在）

※大垣公共職業安定所の管轄は、大垣市、海津市、不破郡、養老郡、安八郡、揖斐郡

(3) 福祉施設の状況

障がい者（児）サービス事業所は、地域での生活を支援するセンターとして重要な役割を担っています。海津市内のサービス事業所は以下の通りです。

表 海津市内の障がい者（児）サービス事業所

名称	サービス種類
ニチイケアセンター海津	居宅介護
	重度訪問介護
	同行援護
海津市ホームヘルプサービス	居宅介護
	重度訪問介護
いちい荘	就労継続支援 B型
グループホームいちい荘	共同生活援助
やろまいか	就労移行支援
	就労継続支援 B型
海津市はばたき	生活介護
	就労継続支援 B型
オレンジハイツ	共同生活援助
サンリバー松風苑	生活介護
グリーンヒル	計画相談支援
アグリピア農場	就労移行支援
	就労継続支援 B型
海津市障がい者生活支援センター	計画相談支援
海津市障がい者相談支援事業所	計画相談支援
クローバー	就労継続支援 B型
ヘルパーステーション長寿の里・南濃	居宅介護
	重度訪問介護
デイサービスセンター福寿	生活介護
障がい者センターあいさんハウス・ぎふ	生活介護
	就労移行支援
	就労継続支援 B型
グループホームあいさんコーポ	共同生活援助
放課後等デイサービスあいさんキッズ	放課後等デイサービス
海津市児童発達支援事業所みらい	児童発達支援

平成 29 年 1 月 1 日現在

(4) 相談の状況

① 相談支援事業所

平成 27 年度における市が委託している 5 相談支援事業所の相談支援を利用した障がいのある人の人数は、実人数 77 人となっています。

表 相談支援を利用した障がいのある人等の人数

単位：人

	実人数	身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次機能障がい	その他	合計
障がい者	76	23	5	32	21	1	0	0	82
障がい児	1	0	1	0	0	0	0	0	1
計	77	23	6	32	21	1	0	0	83

資料：社会福祉課（平成 27 年度）

表 支援方法

単位：件

	訪問	来所相談	同行	電話相談 (FAX含)	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
累計	128	74	36	126	3	21	333	18	739

資料：社会福祉課（平成 27 年度）

② 発達支援センター「くるみ」

発達障がい等、行動・認知面、集団行動など課題を抱えている子どもやその家族を対象とした相談実施人数は年々増加しており、平成 27 年度は 546 件となっています。

表 発達支援センター「くるみ」による相談人数

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実人数	55	104	98	105
実施件数	714	305	371	546

資料：社会福祉課

※平成 25 年度から、実施件数のカウント方法が異なっています。

③保健師による家庭訪問

精神障がいのある人を対象とした保健師による家庭訪問実施人数は、年々増加しており、平成27年度で実人数46人となっています。

表 精神障がいのある人を対象とした保健師等による家庭訪問実施人数の推移

単位：人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実人数	8	13	18	45	46
実施件数	29	55	85	155	167

資料：社会福祉課
※平成26年度から社会福祉課へ保健師配置

表 精神障がいのある人等を対象とした市による相談実施人数の推移（訪問を除く）

単位：人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実人数	35	34	39	45	41
実施件数	45(21)	48(18)	60(22)	140(17)	143(18)

() は「悩みごと相談」の件数（内数）

資料：社会福祉課

5 アンケート調査の概要

(1) アンケート調査の実施概要

①対象者

障がい者計画策定のための実態調査

海津市在住の身体障害者手帳（1級～4級）、療育手帳（A～B2）、

精神障害者保健福祉手帳所持者（1級～3級） 計 1,200 人

障がい者計画策定のための市民意識調査

海津市在住の 18 歳以上 700 人

②調査期間

平成 28 年 8 月 3 日から平成 28 年 8 月 19 日（調査基準日 平成 28 年 7 月 1 日）

③抽出方法

無作為抽出

④調査方法

郵送による配布・回収

⑤回収状況

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
障がい者計画策定のための実態調査	1,200 通	603 通	50.3%
障がい者計画策定のための市民意識調査	700 通	254 通	36.3%

(2) アンケート調査の主な結果

①日ごろの暮らしの困りごと

生活で困っていることや不安に思っていることについては、「自分の健康や体力に自信がない」の割合が 34.2% と最も高く、「十分な収入が得られない」「将来的に施設に入所できるか不安」と続いている。身体障害者手帳所持者では「自分の健康や体力に自信がない」、療育手帳所持者では、「将来的に施設に入所できるか不安」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「十分な収入が得られない」の割合が最も高くなっています。障がい種別によって不安に思っていることが異なっています。

また、悩みや困ったことの相談先については、「家族・親族」「病院」「友人・知人・近所の人」が上位となっていますが、療育手帳所持者では「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）の職員」の割合が他に比べ高くなっています。

②近所づきあいについて

隣近所とのつきあいについては、「会えばあいさつをする程度のつきあいである」の割合が 32.3%と最も高く、次いで「行事のある時はつきあう」「たいへん親しいつきあいをしている」の割合が 22.4%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「ほとんどつきあいはない」の割合が 15.8%と他に比べ高くなっています。

③差別や偏見、疎外感を感じることについて

日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じることについては、「よく感じる」と「ときどき感じる」をあわせた“感じる”の割合が 26.7%となっています。療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では、“感じる”の割合が4割を超えていま

す。

差別や偏見、疎外感を「コミュニケーション」「地域行事・地域活動への参加」「仕事や収入」等において感じることが多くなっています。

また、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこととして、「周りの人の障がいや病気の特性への理解」の割合が最も高くなっています。

④理想と現実のギャップ

生活における理想と現実については、「自分の将来の生活を支援するサービスや制度を知りたい」「地震などの災害の時、安否を確認してほしい」「公共交通機関（バス・鉄道）などが利用しやすくなるとよい」「障がいや障がいのある人について理解してほしい」で理想と現実の差が大きく、50 ポイント以上の差があります。

⑤介助の状況について

「一人でできる」の割合は、身のまわりのこと（食事・入浴・着がえなど）は 65.0%、洗濯・炊事などの家事は 48.1%、外出（買い物、通院など）は 47.4%となっていますが、部分的に介助が必要、全面的に介助が必要な障がいのある人も多くいます。特に療育手帳所持者では、外出において「全面的に介助が必要」の割合が 46.3%と高くなっています。

また、介助者がいる人のうち、介助者の年齢については、「65 歳以上」の割合が 42.8%を占め、今後、高齢化が進む中、障がいのある人だけでなく介助者についても高齢化が進むことが考えられます。

⑥今後の暮らしについて

将来、住みたい、あるいは暮らしたいと思う生活の場としては、「自宅で暮らしたい」の割合が 73.5%と最も高くなっています。3障がいともに「自宅で暮らしたい」の割合が最も高くなっていますが、療育手帳所持者では、「施設（障がい者支援施設で施設入所支援）を利用したい」「グループホーム（専門の職員がいて共同生活ができるもの）を利用したい」の割合が他に比べ高くなっています。

⑦障がい者福祉に関する情報について

障がい者福祉に関する情報の入手先については、「医療機関」「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」「市役所・県」が上位となっています。その他、身体障害者手帳所持者では、「広報紙」、療育手帳所持者では、「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」の割合が 38.8%の割合が高くなっていますが、様々な場所や機会を通じた情報提供が求められます。

また、必要と感じる情報については、「障害年金や障害手当などの情報」「医療機関の情報」「福祉に関する法律や政策などの情報」が上位を占めており、法制度の整備が行われる中、障害福祉サービス等の情報提供の充実が求められています。

⑧保健・医療について

通院状況をみると「月1～2回」の割合が 59.9%と最も高く、次いで「月3～4回」の割合が 10.1%となっています。通院などにおける困りごとについては、「特に困っていない」の割合が 41.1%と最も高いものの、「公共交通機関などの移動手段が少ない」「専門的な治療を行う医療機関が近くにない」といった回答が多くなっています。

⑨通園・通学について

通園・通学していく感じていることについては、「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」の割合が 33.3%と最も高く、「保育園・幼稚園・認定こども園や学校に満足している」「進路指導が不十分（自立して働くような力をつけさせてほしい）」と続いているいます。

⑩仕事について

仕事を「している」の割合は 34.2%となっており、身体障害者手帳所持者では「会社などでアルバイト・パートの社員・職員として働いている」の割合が最も高く、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「施設・作業所などで働いている（福祉的就労）」の割合が最も高くなっています。

また、障がいのある人が働くために必要なことは、「障がいのある人に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」の割合が 44.4%と最も高く、次いで「企業などが積極的に障がいのある人を雇うこと」「障がいの特性や程度にあった仕事が提供されること」となっています。

⑪趣味や学習、スポーツなどの活動について

趣味や学習、スポーツなどの活動の実施状況をみると、「何もしていない」の割合が 32.0%と最も高くなっています。

⑫障がいのある人の社会参加について

障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なことは「参加しやすいように配慮すること」の割合が 46.9%と最も高く、次いで「障がいのある人自身の積極性」「移動しやすい交通機関の整備」となっています。

外出のとき、不便に感じたり困ることについては、「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」の割合が 31.8%と最も高く、「障がい者用駐車場が不備、または少ない」といった意見も多くなっています。

⑬災害時等の対応について

地震など災害発生時に一人で避難「できる」の割合が 42.0%、「できない」の割合が 28.2%となっています。療育手帳所持者では、「できない」の割合が 42.5%と他に比べ高くなっています。

避難する際に困ることは「坂や階段があったり、避難場所が遠いなど避難場所まで行けない」「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」などが上位となっています。

また、地震など災害発生時に避難所などの生活で、不安や困ることについては、「薬や医療」の割合が 42.8%と最も高く、次いで「避難所での障がいへの配慮」「避難所でのプライバシー」となっています。身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「薬や医療」の割合が最も高くなっていますが、療育手帳所持者では、「避難所での障がいへの配慮」の割合が最も高くなっています。

6 ヒアリング調査の概要

(1) ヒアリング調査の実施概要

①調査協力団体等

- ・財団法人 岐阜県身体障害者福祉協会 海津支部
- ・すみれの会
- ・社会福祉法人 岐阜県いちい会 いちい荘
- ・海津市はばたき
- ・岐阜県自閉症協会 海津支部
- ・西濃障がい者就業・生活支援センター
- ・海津市障がい者相談支援事業所
- ・社会福祉法人 岐阜県いちい会 海津市障がい者生活支援センター
- ・相談支援事業所 グリーンヒル
- ・相談支援事業所 せせらぎ
- ・大垣市社会福祉事業団 大垣市柿の木荘
- ・相談支援事業所 ゆう
- ・やろまいか
- ・株式会社 ライトワークス
- ・株式会社 アグリピア
- ・発達支援センター「くるみ」利用者

②調査方法

調査票・面談によるヒアリング

(2) ヒアリング調査の主な結果

①課題や悩みなど

ア 職員の確保・育成

- ・個々のニーズにそった支援をするため、専門性の高い支援者の増員、支援者の育成が必要
- ・職員の確保

イ 相談支援の充実

- ・相談事業所との役割分担
- ・相談支援専門員の確保と質の向上
- ・相談支援専門員1人が抱える人数が増え、新規の方を受け入れることが難しい。また、職員に万が一のことがあった場合にサービス調整などが滞ってしまう可能性がある。

ウ 障がいに対する理解

- ・「自閉症を伴う知的障害児者」と「自閉症を伴わない知的障害児者」では支援の方法が違うことと、対応の仕方で変わってくることを理解してもらいたい。

エ 障がいのある人の就労支援

- ・安定した仕事の提供
- ・利用者の工賃を増やしていくために、新たな仕事、作業の創造が急務。

オ 短期入所サービスの充実

- ・短期入所先の確保（障がいのある人が、心身の不安定な状況が続くケースなど、入所施設の確保が必要。）

カ 将来の住まい

- ・利用者本人、また保護者からも、将来を考えての住まいをどうするかという問題、要望が出ており、どのように対応していくかが課題。

②福祉サービス（在宅サービスや施設サービス）に対する課題

- ・障がいのある人の生活面での問題等に対応するため、より一層、相談員や公的機関との連携を密にしていく必要がある。
- ・障がいのある人の将来展望を明確にして、支援者（保護者、相談事業所、サービス事業所）で情報を共有することが重要。
- ・災害が起きた場合の福祉避難所等での配慮が必要。
- ・障がいのある人（児）の学校卒業後の在宅で過ごすための支援や、希望の事業所でのサービス利用についてなど、先の見えない生活をどう支えていくかが課題。
- ・市内福祉サービス事業所が充実してはいるが、まだ医療的ケアの充実した福祉サービス事業所が不足していると思う。
- ・未就学の障がい児が毎日通うことができる専門事業所があると、適切な支援を継続的に受けることができると思う。
- ・空き家などを利用したグループホームが今後増えるとよい。

③行政に対する要望

- ・サービス事業所への経営上の助成
- ・障がいのある人本人、家族の声を直接聞く場を増やしてほしい。
- ・委託相談に望むことなど、いろいろと意見交換できる場があるといい。

④地域に対する要望

- ・障がい者施設としては地域とのかかわり合いは重要。理解を深めるため、清掃等の地域活動を通じて、まずは存在することを理解してもらっている。
- ・地域で暮らす障がい児者に対して、差別的な目を向けるのではなく、福祉の心で温かい見守りや手を差し伸べてもらいたい。

⑤発達支援センターくるみ利用者アンケート調査

ア 児童発達支援事業所「みらい」へ望むこと

- ・園とみらいの連携の強化
- ・発達につながることをいろいろ教えてほしい。接し方や関わり方など。
- ・保護者も一緒に学んでいかなくてはいけないので、遊びや課題のねらいや何のためにやっているのかを教えてほしい。
- ・週に一回来ているだけだが、子どもの伸びを感じる。相談できてよかった。子どもが喜んで通っている。
- ・言葉が出てこなかっただけど、ここに来ることで、言葉が出てきやすい。言葉のかけ方がわかるようになった。今後も教えてもらいたい。
- ・協調性が出てくるとよい。言葉は遅れていると思うが、増えてきている。みらいに通つてよかったと思う。簡単なやり取りが聞かれるようになった。
- ・休日にあればよいと思う。
- ・定期的に懇談する時間がほしい。

イ 市への要望など

- ・「みらい」と「くるみ」の区別がつかない人もいる。知らない人は知らないので、周知していく必要がある。
- ・病児に対しての対応も手厚くしてほしい。
- ・親は障がい児の親になり、いろいろな思いで各窓口を訪ねる。何もわからない状況で行くため、各窓口で「こういうサービスがあります」と提案してほしい。
- ・各窓口で、できれば情報共有してほしい。
- ・市のサービスを知らないので、教えてほしい。
- ・市の発達支援は、他市町村と比べて充実していると思う。(気になったら、行ける所がある)
- ・就学後の相談の継続。(親としては、今まで見守ってきてもらった先生に相談にのってもらいたいという思いがある。)
- ・発達支援の専門の先生から、こういう場合は、こうすると良いと学校に対してアドバイスをしてほしい。
- ・親の不安な要素を軽減できるところであってほしい。



第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の目標

本市は、平成29年度より海津市第2次総合計画において、「水と緑と人がきらめく輪でつながるまち 海津」を将来像に掲げ、まちづくりの取組を進めていきます。

本計画においても、この将来像を踏まえ、「ノーマライゼーション」*の理念に基づきながら、障害者基本法の目的であるすべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざします。

本計画の目標については前回の計画の目標を継承し、「協働による安心して暮らせるまち」とし、障がいのある人の自立や社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

協働による安心して暮らせるまち

*障がいのある人もない人も同じように生活を送ることができる社会をめざす考え方をノーマライゼーションといいます。

2 計画の分野

(1) 啓発・広報

地域でともに暮らす障がいのある人とないとの相互理解のため、障がいへの正しい理解を深めるための普及・啓発活動や、障がいのある人との交流活動や福祉教育、ボランティア活動等を推進し、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

(2) 生活支援

障がいの種別にかかわらず、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援ができる体制を築きます。また、ライフステージごとに継続した福祉のサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

(3) 生活環境

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

また、災害その他の緊急時にも安心安全が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

(4) 教育・育成

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や児童の特性にあった指導が重要です。そのため、療育体制の充実を図るとともに、特別支援教育の充実や地域・学校等における支援体制の整備を推進します。

(5) 雇用・就労

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

(6) 保健・医療

障がいのある人が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができる提供体制の充実を図り、自立生活に向けた支援体制を構築します。

(7) 情報・コミュニケーション・社会参加

障害福祉サービス等の情報提供の充実を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、社会活動に参画し、生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等を促進します。

3 計画の体系図

計画の目標	分野	施策の方向
協働による安心して暮らせるまち	1 啓発・広報	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 人権・権利擁護の推進 (3) 障がいを理由とする差別の解消の推進 (4) 地域交流、ボランティア活動の推進
	2 生活支援	(1) 相談・支援体制の充実 (2) 発達支援事業の充実 (3) 障害福祉サービスの充実 (4) 障がい児サービスの充実 (5) 地域生活支援事業の充実 (6) 各種手当・制度等の周知
	3 生活環境	(1) 生活環境の整備 (2) 移動・交通対策の推進 (3) 防犯・防災体制の整備
	4 教育・育成	(1) 就学前の支援の充実 (2) 学校での支援の充実 (3) 特別支援教育の充実 (4) 福祉教育の推進
	5 雇用・就労	(1) 雇用・就労の促進 (2) 福祉的就労の促進
	6 保健・医療	(1) 障がいの予防と健康の増進 (2) 精神保健福祉施策の推進
	7 情報・コミュニケーション・社会参加	(1) 情報提供の充実 (2) コミュニケーション支援の充実 (3) 障がい者スポーツ・芸術・文化活動等の社会参加の促進

分野別施策

1 啓発・広報

(1) 啓発・広報活動の推進

障がいへの理解を深め、差別や偏見をなくし、支えあう市民意識の醸成をすることが大切です。

障害者基本法では、身体、知的、精神の3障がいに加え、難病、発達障がい及びその他心身の機能に障がいのある人がその定義に加えられており、多様な障がいに対する理解を広めていくことが求められています。

障がい者計画策定のための実態調査（以下「実態調査」という。）では、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこととして、3障がいともに「周りの人の障がいや病気の特性への理解」が最も高くなっています（表4-1）、障がいに対する理解を進める必要があります。

そのため、社会を構成するすべての人々が、障がいに対する理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念を社会全体に浸透させることが重要です。

表4-1 障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと（上位5項目）

順位	全 体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1位	周りの人の障がいや病気の特性への理解 27.0%	周りの人の障がいや病気の特性への理解 24.0%	周りの人の障がいや病気の特性への理解 33.8%	周りの人の障がいや病気の特性への理解 34.7%
2位	在宅での生活や介助がしやすいよう、福祉・保健・医療のサービスの充実 20.7%	在宅での生活や介助がしやすいよう、福祉・保健・医療のサービスの充実 23.8%	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実 26.3%	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実 23.2%
3位	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実 20.1%	差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実 17.9%	入所施設や短期入所、グループホームなどの整備 20.0%	在宅での生活や介助がしやすいよう、福祉・保健・医療のサービスの充実 18.9%
4位	災害時に備え、要支援者の把握と安否確認、避難方法の周知や避難先の確保 16.3%	災害時に備え、要支援者の把握と安否確認、避難方法の周知や避難先の確保 17.6%	職業訓練の充実や働く場所の確保 20.0%	障がいのある人本人及び家族の会への支援 15.8%
5位	障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実 14.3%	障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実 14.1%	障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実 16.3%	保健や福祉の専門的な相談の充実 15.8%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

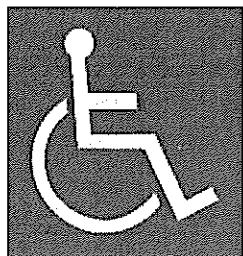
○ 具体的な施策

すべての人々が、障がいに対する理解を深め、差別や偏見をなくすために、広報誌等を積極的に活用して啓発・広報活動を行います。

施策	具体的な内容
市報やホームページ等を活用した障がいに関する啓発	○障がいや障がいのある人に関する理解を深めるため、市報やホームページ等を積極的に活用し、啓発・広報活動に努めます。
関係機関・組織との連携による障がいに関する啓発	○財団法人岐阜県身体障害者福祉協会、社会福祉協議会や身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員、自治会、区等と連携し、障がいや障がいのある人についての正しい認識を深めるための啓発・広報活動を推進します。
「障害者週間」等の周知	○市報等により「障害者週間」(12月3日～12月9日)、「人権週間」(12月4日～12月10日)、「障害者雇用支援月間」(9月)の周知を図るとともに、様々な機会をとらえた障がいへの理解を深める行事の開催を支援します。
障がいに関するマークなどの周知・啓発	○ヘルプカードや白杖SOSシグナル、障がいに関するマーク等の周知・啓発を推進します。
発達障がいに関する周知・啓発	○発達支援センター「くるみ」を拠点として、発達障がいの基礎知識と発達段階に応じた支援のあり方に関する情報提供や各種相談等、発達障がいについての理解の促進を図ります。
生涯学習活動による市民意識の向上	○生涯学習講座の中で、福祉活動に関する講座も取り上げ、障がいのある人に関わる福祉教育を進めます。 ○にこにこ子育て支援事業による世代間交流事業等を積極的に支援し、地域における障がい福祉活動の充実を図ります。

主な障がいに関するマーク

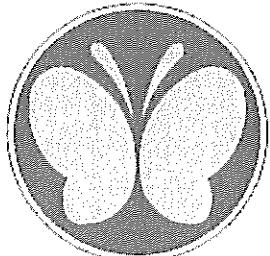
障がい者のための
国際シンボルマーク



身体障がい者標識



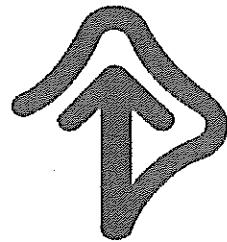
聴覚障がい者標識



盲人のための
国際シンボルマーク



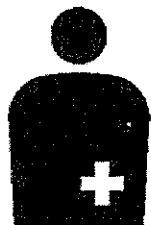
耳マーク



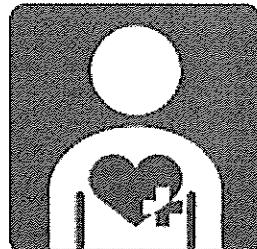
ほじょ犬マーク



オストメイトマーク



ハート・プラスマーク



障がい者雇用支援
マーク



ヘルプカード



「白杖 SOS シグナル」
普及啓発シンボルマーク



(2) 人権・権利擁護の推進

障がいのある人への虐待は、人間としての尊厳を損なうものであり、障がいのある人の自立及び社会参加にとって、障がいのある人に対する虐待を防止することが、極めて重要であると言えます。

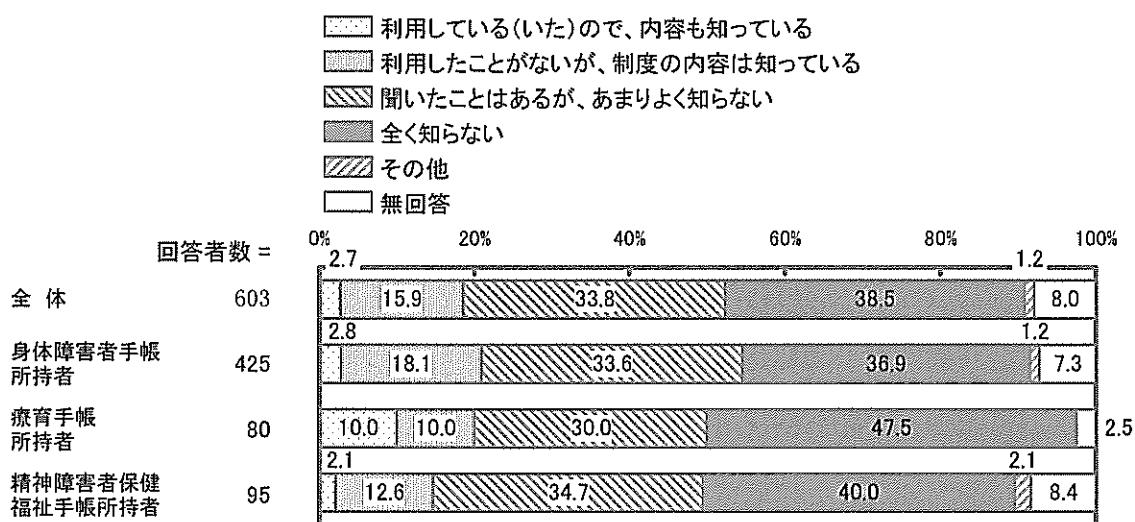
平成 23 年、障害者虐待防止法が公布され、同年 8 月の障害者基本法の改正では、障がいを理由とするあらゆる差別の禁止や消費者としての障がい者の保護、選挙や司法手続き等での配慮を講じる義務が定められました。

平成 25 年 6 月には、障害者差別解消法が公布、平成 28 年 4 月に施行され、障がい者の権利擁護のための法整備が進んできています。

平成 28 年 5 月に成年後見制度利用促進法が施行され、地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用促進、地域における成年後見人等となる人材の確保などが定められましたが、実態調査では、成年後見制度の認知度（知っている人の割合）は 18.6% と低い状況となっています（図 4-1）。

人権・権利擁護を推進していくため、人権・権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進することが重要です。

図 4-1 成年後見制度の認知度



資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

人権・権利擁護を推進していくため、障がい者虐待防止等の周知・啓発を推進します。

施策	具体的な内容
障がい者虐待防止等の啓発	○虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がいのある人の保護、自立支援のための措置、養護者の負担の軽減等が法律で定められました。また、虐待問題を虐待者と被虐待者の関係にとどめず、社会全体で共有すべきという視点から、虐待を発見した市民には市等への通報義務があること等、必要な事項の周知・啓発を図ります。
成年後見制度の利用促進	○判断能力の十分でない人に権利や財産を守るために、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。
人権及び福祉教育の推進	○将来にわたるノーマライゼーションの精神を身につけさせ、普及させるため、学校や園における人権及び福祉教育の推進を図ります。 ○講演会や研修を通じて、障がいや障がいのある人に対する正しい理解が得られるように努めます。

(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進 ● ● ● ● ● ● ●

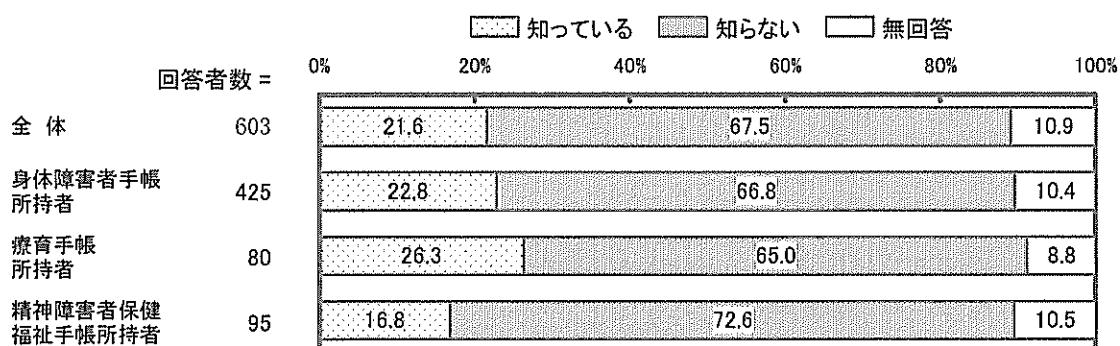
平成28年4月から施行された障害者差別解消法では、国・地方公共団体等において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いが禁止されました。

また、事務事業を行うにあたり障がいのある人（家族等を含む。）から社会的障壁（バリア）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、その実施に伴う負担が重すぎない範囲で対応する、合理的配慮の提供が義務化されています。

民間事業者においては、合理的配慮を行うことについては努力義務となっていますが、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止については、国・地方公共団体等と同様に義務とされています。

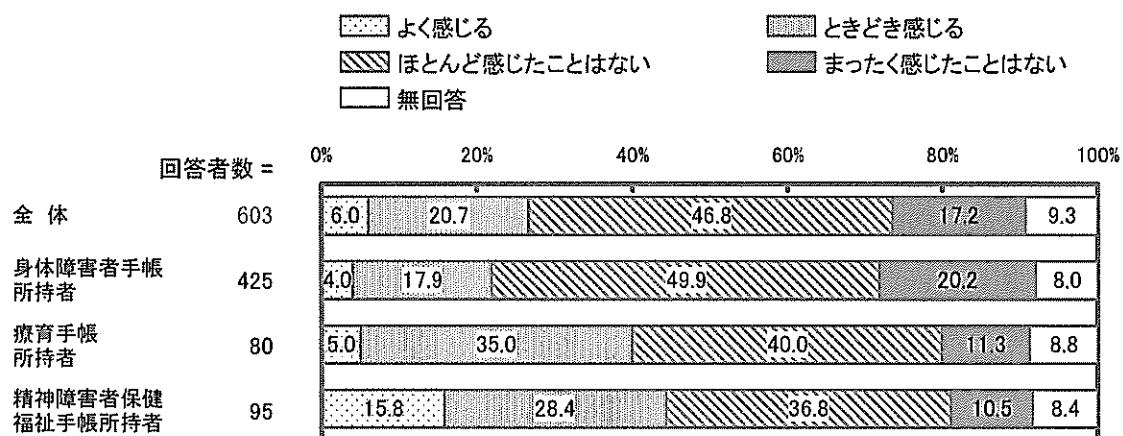
実態調査では、障害者差別解消法を知っている人の割合は21.6%と低い状況となっています（図4-2）。また、差別や偏見、疎外感を感じる割合は26.7%となっており、療育手帳所持者で40.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者で44.2%となっており（図4-3）、今後、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向け、障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていく必要があります。

図4-2 障害者差別解消法の認知度



資料：障がい者計画策定のための実態調査

図 4-3 差別や偏見、疎外感を感じる有無



資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

施策	具体的な内容
障害者差別解消法に関する周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法について、市報やホームページ等を活用し周知・啓発を行います。 ○事業所等に対しても、障害者差別解消法の周知及び合理的配慮の提供について啓発を行います。
窓口対応等における合理的配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口対応等において、障がい特性や状況等を踏まえながら、合理的配慮を提供します。 ○窓口対応等において、適切な対応が行うことができるよう、市職員に「障がいのある方への配慮マニュアル」を周知し、合理的配慮の提供を徹底します。

(4) 地域交流、ボランティア活動の推進

障がいのある人の日常生活を支え、豊かな暮らしを生み出すために、日頃の障がいのある人との交流やボランティア活動は欠かせないものです。

障がい者計画策定のための市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）では、障がいのある人との交流の有無について、交流が「ある」割合は34.3%となっています（図4-4）。また、福祉に関するボランティア経験の有無について、ボランティア経験が「ある」割合は14.6%となっています（図4-5）。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携により、地域住民との多様なふれあう機会を充実するとともに、ボランティア活動への理解を深め、参加を促進するとともに、ボランティアに参加しやすい環境整備が必要です。

また、障がいのある人も、地域社会を構成する一人であることを認識し、積極的に地域内活動等に参加し、地域住民の方に広く受け入れてもらえるよう努めていきます。

図4-4 障がいのある人との交流の有無

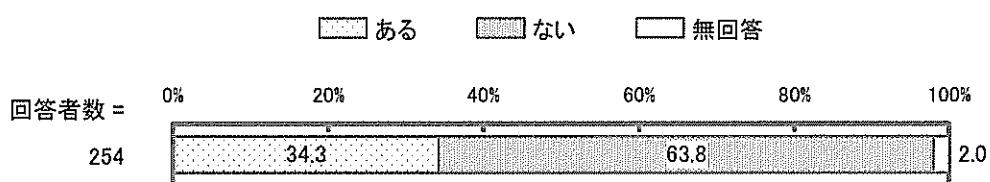
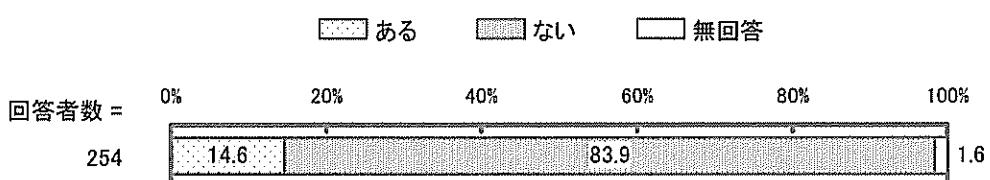


図4-5 福祉に関するボランティア経験の有無



○ 具体的な施策

ボランティアに参加しやすい環境を整備するため、地域に根ざした福祉活動の担い手となるボランティアの育成と活動を支援していきます。

施策	具体的な内容
交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○長良川ふれあいマラソンを支援し、障がいのある人同士のふれあいや障がいのある人と一般ランナーとの交流を推進します。○障がいのある人もない人も誰もが参加できる地域での交流事業を支援し、ふれあう機会の充実を図ります。
地域での障がい福祉に関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none">○一人でも多くの人が障がいに関心をもち、思いやりや助けあいのこころについて理解し、自らが積極的に行動することができるよう、地域で障がいについて学習する機会を提供します。また、問題点や課題を洗い出し、今後の対応策を検討します。
ボランティア活動の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none">○市報やホームページ等を活用し、市民にボランティア活動を普及・啓発するとともに、地域、企業等に対して、ボランティア活動への理解、普及を図ります。また、地域においても、社会福祉協議会の市民活動ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動への参加を呼びかけていきます。○市報等を活用し、より多くの人がボランティア活動に関心をもち、積極的に活動に参加する人が増えていくようにボランティア育成の推進を図ります。
ボランティア活動の活性化	<ul style="list-style-type: none">○ボランティア連絡協議会を中心として各団体の連携を図り、ボランティア活動の活性化に努めます。
障がいのある人のボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人が、地域の福祉活動に参加し、自らの経験や知識を活かすことは、自分自身の生きがいとも繋がるため、社会福祉協議会と連携し、障がいのある人自身のボランティア活動への参加を呼びかけていきます。

2 生活支援

(1) 相談・支援体制の充実

障がいのある人やその家族が、地域で安心して暮らしていくためには、日頃の悩みを相談したり、必要な支援、サービスを適切に受けることができる事が大切です。

また、障がいのある人の相談内容は、複雑かつ多様化し、専門性の高い対応が求められます。

本市では、障がい者巡回相談や身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員等による訪問活動、相談事業所等、様々な相談の機会を提供しています。

実態調査では、悩みや困ったことの相談先として、「家族・親族」が79.9%と最も高く、次いで「病院」「友人・知人・近所の人」「サービスを受けているところの職員」となっています。また、療育手帳所持者では「サービスを受けているところの職員」「保育園・幼稚園・認定こども園・学校」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「病院」が他の手帳所持者に比べ高くなっています（表 4-2）、障がいの種別やライフスタイル等により、相談内容が異なることがうかがわれます。

そのため、各事業所、関係機関及び庁内関係各課と連携を図りながら、身近な窓口の充実を図るとともに、専門的な支援へつなげることができる体制づくりを推進していく必要があります。

表 4-2 悩みや困ったことの相談先（上位 5 項目）

順位	全 体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1 位	家族・親族 79.9%	家族・親族 82.8%	家族・親族 80.0%	家族・親族 64.2%
2 位	病院 26.9%	病院 21.2%	サービスを受けているところの職員 36.3%	病院 52.6%
3 位	友人・知人・近所の人 21.1%	友人・知人・近所の人 20.7%	病院 20.0%	友人・知人・近所の人 25.3%
4 位	サービスを受けているところの職員 13.1%	サービスを受けているところの職員 11.1%	友人・知人・近所の人 13.8%	サービスを受けているところの職員 14.7%
5 位	社会福祉協議会 6.0%	社会福祉協議会 6.6%	保育園・幼稚園・認定こども園・学校 10.0%	市の職員や保健師など 10.5%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

障がいのある人や家族が必要とする指導助言を受けることができるよう、相談窓口を充実し、その周知を図るとともに、相談員の研修を充実します。

施策	具体的な内容
身近な相談体制の推進	<ul style="list-style-type: none">○関係機関との連携を図りながら、気軽に相談できる身近な相談体制づくりをプライバシーに配慮しつつ推進します。○市民の見守り活動や身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員等による訪問活動のほか、訪問機会のあるサービス提供事業者等による見守り活動、保健師による訪問活動の充実等を推進します。○相談支援事業所（海津市障がい者生活支援センター、ゆう、大垣市柿の木荘、せせらぎ、グリーンヒル、海津市障がい者相談支援事業所）をはじめ、相談機関の周知を図り、相談しやすい体制づくりを推進します。
相談支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none">○地域の身近な相談窓口では対応できない相談内容や、緊急の対応が必要な場合等に、市や医療機関等の専門窓口、相談支援事業所による総合的に支援する体制づくりを推進します。
発達支援センター「くるみ」における相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○発達支援センター「くるみ」が拠点となり、発達障がい等、行動・認知面、集団行動など課題を抱えている人やその家族に対し、乳幼児期から成長期までのライフステージにあわせた、とぎれのない支援と横断的な支援をめざし、相談支援、発達支援、普及・啓発活動、研修会を行います。○療育システム推進委員会による関係機関との情報共有・連携を行ります。
相談員のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、相談員の研修を充実し、スキルアップに努めます。
地域の見守り・支えあい活動ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none">○見守り・支えあいが必要な障がいのある人に対して地域住民、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会、区等によるネットワークの形成を推進します。
介護保険サービスへの円滑な移行支援	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人の高齢化が進む中、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行を支援します。

(2) 発達支援事業の充実

本市では、発達支援センター「くるみ」を開設し、発達障がい等、行動・認知面、集団行動など課題を抱えている人やその家族が、安心して地域で暮らしていくことができるよう支援し、乳幼児期から成人期までのライフステージにあわせた、途切れのない支援を目指して、関係機関との連携を図っています。また、認定こども園・保育園・幼稚園・学校・療育機関等の関係機関との連携を深め、情報交換や自主研修会を通して、適切な支援につなげていきます。

○ 具体的な施策

発達支援センター「くるみ」を核とし、乳幼児期から成人期まで途切れのない支援を行います。

施策	具体的な内容
発達障がいに関する周知・啓発	1 啓発・広報（1）啓発・広報活動の推進【P35】参照
発達支援センター「くるみ」における相談支援体制の充実	2 生活支援（1）相談・支援体制の充実【P44】参照
発達障がいのある子ども（人）への支援の充実	4 教育・育成（1）就学前の支援の充実【P61】参照 4 教育・育成（2）学校での支援の充実【P63】参照 6 保健・医療（1）障がいの予防と健康の増進【P74】参照
就学相談・指導の充実	4 教育・育成（2）学校での支援の充実【P63】参照
療育体制の充実	4 教育・育成（1）就学前の支援の充実【P61】参照
保育園等訪問による支援の充実	4 教育・育成（1）就学前の支援の充実【P61】参照

(3) 障害福祉サービスの充実

障がいのある人の生活の質を高めるとともに、地域での生活を推進するためには、障害福祉サービスの充実が大切です。

障害福祉サービスは、平成18年度施行の障害者自立支援法により、自己選択・自己決定と利用者本位のサービスを理念とした障害福祉サービスの提供が始まり、平成25年には障害者総合支援法が改正施行され、障がい者の範囲に発達障がいのある人や難病患者が加わる等の改正がされました。さらに、平成30年度から自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新たな障害福祉サービスとして追加されます。

障害福祉サービスは、障がいのある人の生活の質を高めることから、サービスを提供する事業所の充実や、質の向上など、支援が必要なときに適切なサービスが受けられる支援体制の充実を図ることが大切です。

さらに、障がいのある人の高齢化や重度化、親亡き後の生活を見据え、施設入所から地域への移行、あるいは親元から離れた暮らし等、自立した地域生活の支援を推進することが求められます。

○ 具体的な施策

障がいのある人の地域での生活を支援するため、サービス提供事業者と連携し、障害福祉サービスを充実します。

施策	具体的な内容
福祉サービス利用の支援	○福祉サービスを必要とする在宅の障がいのある人に対し、在宅サービスの利用援助、ピアカウンセリング、介助相談や情報の提供等を行うことにより、障がいのある人やその家族の地域における生活を支援します。
ケアマネジメントの実施	○障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメントを実施します。

施策	具体的な内容
訪問系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活上の支援等障がいのある人の居宅での生活を支えるため、事業者との協力のもと、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援の提供体制の確保に努めます。
日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の日中においての自立した生活を支援するため、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所のサービスの充実に努めます。 ○指定管理者の運営による「海津市はばたき」において、生活介護及び就労継続支援B型を引き続き行います。 ○障がいのある人のニーズに基づいたサービス提供ができるよう、サービス提供体制の整備に努めます。 ○重度障がいのある人が利用できる生活介護や短期入所サービスの体制整備を図ります。
居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活を営むのに支障のある障がいのある人や、夜間において介助が必要な人の生活を支援するため、施設入所支援・グループホーム等障がいのある人の状況に応じた適切なサービスの提供の充実に努めます。
地域移行支援・地域定着支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者支援施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人に対して、住居の確保やその他地域生活への移行の支援を行います。 ○施設や病院から退所、退院した障がいのある人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人等に対して、常時連絡体制を確保し、緊急事態への対応等を行います。
介助者へのケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の生活を支える介助者が介助疲れや体調不良等の状態にならないよう、心身両面でのケアを行い、介助者に対する支援を行います。

(4) 障がい児サービスの充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

障がいのある子どもや発達障がい等、行動・認知面、集団行動など課題を抱える子どもについては、就学前と就学後で生活や教育環境が変化するため、成長・発達にあわせた、一人ひとりの子どもに対応できる専門性の高い支援体制を確保するとともに、状況に応じたきめ細かな支援と質の向上を図るための取組を推進していく必要があります。

○ 具体的な施策

一人ひとりの子どもの状況に応じてきめ細かに支援します。

施策	具体的な内容
児童発達支援の充実	○児童発達支援において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供します。
放課後等デイサービスの充実	○障がいのある児童生徒が学校の授業終了後や長期休暇中に利用できる放課後等デイサービスの適切なサービス提供を行います。
タイムケア事業の充実	○利用者のニーズに応じて、事業内容の見直し、指導員のスキルアップ等によるサービスの充実を図ります。

(5) 地域生活支援事業の充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

「地域生活支援事業」は、障がいのある人の地域生活を支援していく上で必要とされるサービスの提供を行うことを目的としており、「相談支援事業」「意思疎通支援事業」「移動支援事業」等があります。

実態調査では、日常生活で地域の人に手助けしてもらった（もらいたい）ことについて、「災害や急病などの緊急時の支援」の割合が 35.2%、「安否確認の声かけ」の割合が 18.4%、「話し相手」の割合が 11.8%となっています（表 4-3）。

今後も地域の特性や利用者の状況、ニーズに応じ、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう継続して支援していく必要があります。

表 4-3 日常生活で地域の人に手助けしてもらった（もらいたい）こと（上位 5 項目）

順位	全 体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1 位	特にない 35.7%	特にない 38.1%	災害や急病などの緊急時の支援 45.0%	災害や急病などの緊急時の支援 37.9%
2 位	災害や急病などの緊急時の支援 35.2%	災害や急病などの緊急時の支援 34.1%	特にない 35.0%	特にない 28.4%
3 位	安否確認の声かけ 18.4%	安否確認の声かけ 17.6%	安否確認の声かけ 28.8%	話し相手 24.2%
4 位	話し相手 11.8%	外出時のちょっとした手伝い 8.9%	話し相手 17.5%	安否確認の声かけ 17.9%
5 位	外出時のちょっとした手伝い 8.3%	話し相手 7.8%	外出時のちょっとした手伝い 15.0%	外出時の地域の人からの自発的な声かけ 12.6%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくように、地域生活支援事業の充実を図ります。

施策	具体的な内容
地域生活支援事業の充実	<p>○障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必須事業…相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業等 ・任意事業…障がい児タイムケア事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、社会参加促進事業等

(6) 各種手当・制度等の周知

障がいのある人が地域で安心して生活していくために、経済的に安定し、生活安定への支援の観点から、障がいのある人への手当等の適正な支援や諸制度の周知を推進していく必要があります。

実態調査では、本人の収入について、「年金収入」の割合が75.3%と最も高く、次いで「給与・賃金」の割合が16.7%となっています（表4-4）。

障害者総合支援法の施行により、障がいのある人にかかるサービスや制度が大きく変わったことから、引き続き積極的な情報提供に努めていく必要があります。

表4-4 本人の収入（上位5項目）

順位	全 体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1位	年金収入 75.3%	年金収入 81.6%	年金収入 46.3%	年金収入 73.7%
2位	給与・賃金 16.7%	給与・賃金 16.0%	収入はない 31.3%	給与・賃金 16.8%
3位	収入はない 7.3%	自営業などの収入 8.5%	障害福祉サービス事業所などの福祉的就労の工賃 22.5%	障害福祉サービス事業所などの福祉的就労の工賃 14.7%
4位	自営業などの収入 6.6%	福祉手当 4.2%	給与・賃金 20.0%	生活保護 6.3%
5位	障害福祉サービス事業所などの福祉的就労の工賃 6.5%	収入はない 4.0%	福祉手当 10.0%	収入はない 6.3%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

障がいのある人や保護者・養育者の経済的な負担を軽減するため、各種年金・手当等について周知を図り、制度に基づく給付を推進します。

施策	具体的な内容
各種助成制度の周知	<p>○相談員、相談支援事業所、福祉サービス事業所及び市において、相談しやすい体制をつくり、各種助成制度の周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none">・自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）制度・重度心身障がい者（児）の医療費助成制度・自動車運転免許取得・改造助成制度・重度身体障害者介助用自動車購入等助成事業・ニュー福祉機器助成事業・在宅障害児交通費助成金・精神障害者小規模作業所等交通費助成・難聴児補聴器購入費助成事業・自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免・有料道路通行割引・ＮＨＫ放送受信料の免除（全額・半額）
各種福祉手当の周知	<p>○手当の周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none">・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当

3 | 生活環境

(1) 生活環境の整備

障がいのある人が地域において自立し快適で安定した生活を送るために、生活の拠点となる住宅の環境整備が重要です。居室の段差解消や手すりの設置など身体機能にあわせて住宅改善を行うことで、障がいのある人が住み慣れた家や地域で暮らしつづけることが可能になるため、障がいのある人の住宅改善に対する助成制度の周知を図り、住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を促進する必要があります。

実態調査では、将来、住みたい、あるいは暮らしたいと思う生活の場は「自宅で暮らしたい」割合が73.5%となっており（表4-5）、生活の場が自宅で住まいについて困っていて改造したい箇所が「ある」割合が31.2%、「すでに改造した」割合が10.4%となっています（図4-6）。

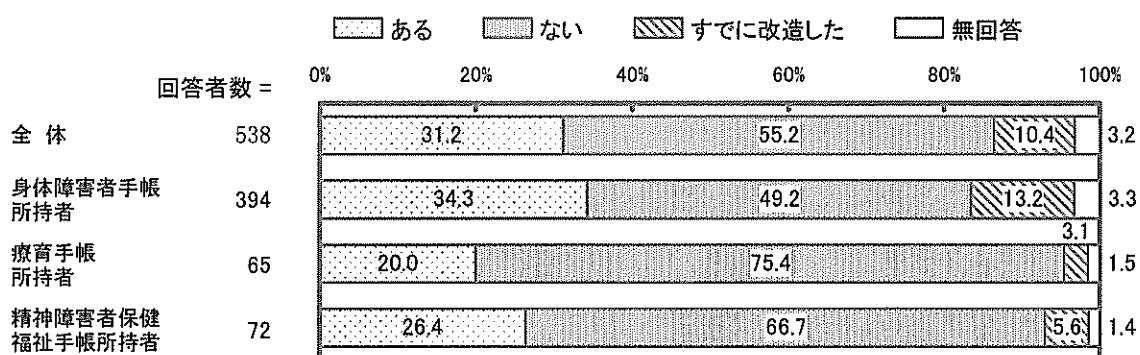
障がいのある人が生活する住宅や環境などについて、より安全で快適な場所に改善するため、障がいのある人の住宅改造費の助成や改修資金の貸付制度などの周知を図り、その利用を促進する必要があります。

表4-5 将来、住みたい、あるいは暮らしたいと思う生活の場（上位3項目）

順位	全 体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1位	自宅で暮らしたい 73.5%	自宅で暮らしたい 80.2%	自宅で暮らしたい 52.5%	自宅で暮らしたい 57.9%
2位	施設（障がい者支援施設で施設入所支援）を利用したい 8.8%	施設（障がい者支援施設で施設入所支援）を利用したい 7.3%	施設（障がい者支援施設で施設入所支援）を利用したい 27.5%	わからない 12.6%
3位	わからない 7.5%	わからない 5.6%	グループホーム（専門の職員がいて共同生活ができるもの）を利用したい 17.5%	家を借りたい・購入したい 10.5%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

図4-6 生活の場が自宅で住まいについて困っていて改造したい箇所の有無



資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

地域で安心して暮らせるよう、多様な住まい方の支援や入居支援など、障がいのある人の良好な居住環境整備に努めます。

施策	具体的な内容
住宅の整備支援	○日常生活用具給付等事業による住宅改造に対する助成制度の周知と有効活用を図ります。
まちづくりの推進体制の整備	○「岐阜県福祉のまちづくり条例」及び国の関係法令の普及・啓発に努め、国・県・市の各行政機関、事業者、市民が一体となった、人にやさしいまちづくりの推進を行っていきます。
グループホームの整備・充実	○障がいのある人の地域での生活を支援するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進するためにグループホームの整備を推進します。

(2) 移動・交通対策の推進

障がいのある人は、自動車の運転が困難な方も多い中、公共交通のみでは移動先や時間等が制限されます。

実態調査では、外出のとき、不便に感じたり困ることについて、「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」の割合が31.8%と最も高く、次いで「障がい者用駐車場が不備、または少ない」の割合が19.4%となっています（表4-6）。

現在のマイカー社会においては、障がいのある人の移動手段の確保は個々の場面において様々な困難があることから、生活する地域の交通事情に則した移動の支援策を講じる必要があります。

日常生活のための重要な交通手段である鉄道や路線バス、デマンド交通、タクシーなどの公共交通機関は、施設面や運行面で、障がいのある人への一層の配慮が求められます。

表4-6 外出のとき、不便に感じたり困ること（上位5項目）

順位	全 体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1位	公共交通機関の利用 が不便（路線がない、 バスの便が少ない、乗 降が難しいなど） 31.8%	公共交通機関の利用 が不便（路線がない、 バスの便が少ない、乗 降が難しいなど） 28.9%	公共交通機関の利用 が不便（路線がない、 バスの便が少ない、乗 降が難しいなど） 38.8%	公共交通機関の利用 が不便（路線がない、 バスの便が少ない、乗 降が難しいなど） 38.9%
2位	特にない 25.7%	特にない 26.4%	特にない 28.8%	外出するためには、た くさんお金がかかる 31.6%
3位	障がい者用駐車場が 不備、または少ない 19.4%	障がい者用駐車場が 不備、または少ない 24.7%	周囲の人の目が気にな る、理解がない 21.3%	特にない 20.0%
4位	身体障がい者用のト イレが少ない・利用し にくい 15.9%	身体障がい者用のト イレが少ない・利用し にくい 19.8%	外出するためには、た くさんお金がかかる 20.0%	周囲の人の目が気にな る、理解がない 17.9%
5位	休憩できる場所が少 ない（身近な公園や歩 道のベンチなど） 15.8%	道路や建物などに段 差が多く、移動しづら い 18.8%	障がい者用駐車場が 不備、または少ない 17.5%	休憩できる場所が少 ない（身近な公園や歩 道のベンチなど） 14.7%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

障がいのある人の移動手段を確保するため、道路や公共施設等の整備を行うとともに、公共交通機関の利便性の向上に努めます。

施策	具体的な内容
公共交通機関の利便性の向上	○市民の利用状況及び要望事項等を踏まえて適切に路線・運行時間・運行方法等の見直しを行い、ニーズにあったコミュニティバスやデマンド交通の利便性の向上に努めます。
道路や公共施設等の整備	○道路や公共施設等の段差の解消、障がいのある人に配慮した駐車スペース等を設置する等、誰もが安心して外出できるよう道路や公共施設の整備に努めます。
自動車の利用に対する支援	○障がいのある人の自動車の利用を支援するため、自動車改造助成事業や運転免許取得費の助成、有料道路通行割引等の周知と利用促進を図り、障がいのある人が外出しやすくなるよう努めます。
移動支援事業の充実	○利用者の要望に沿う事業者と委託契約を締結して、移動支援の充実に努めます。

(3) 防犯・防災体制の整備

災害時に障がいのある人などの支援を必要とする人への対策の重要性が、我が国全体で大きな課題となっています。特に、東海地域で今後予測されている南海トラフ巨大地震などに対しては、防災に対する意識啓発や大規模災害における初動活動を円滑に行うためには、地域での日頃からの見守りが大切です。

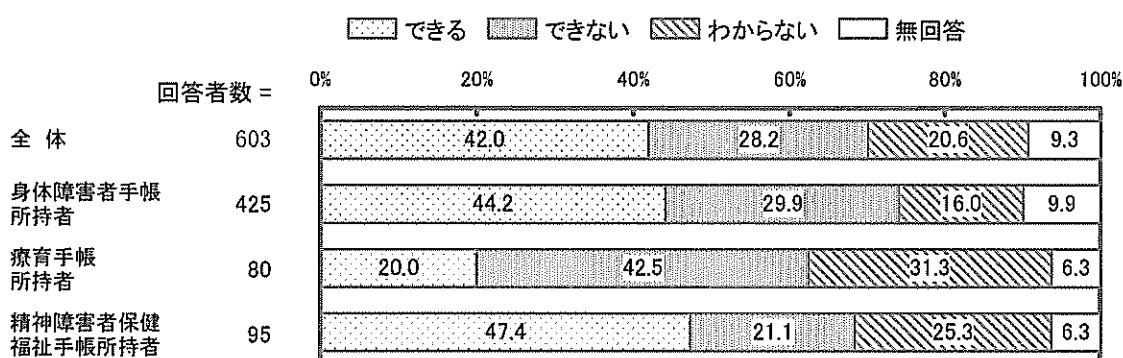
また、日常的な防犯活動も重要であり、日頃から障がいのある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、地域における防犯対策を推進する必要があります。

実態調査では、地震など災害発生時に一人で避難することについて、「できる」の割合が42.0%と最も高く、次いで「できない」の割合が28.2%となっています（図4-7）。また、避難するのに困ることは、「坂や階段があったり、避難場所が遠いなど避難場所まで行けない」の割合が31.7%と最も高く、次いで「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」の割合が19.2%となっています（表4-7）。

市民意識調査では、災害発生時に（備えも含めて）障がいのある人のためにできる支援について、「日頃の声かけなどによる見守り」の割合が48.8%と最も高く、次いで「避難生活時における障がいのある人への配慮」の割合が45.3%、「災害時の避難支援（避難所までの誘導）」の割合が38.6%となっています（図4-8）。

障がいのある人が地域社会において、安心・安全に生活することができるよう防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等の対応が必要です。

図4-7 地震など災害発生時に一人で避難することについて



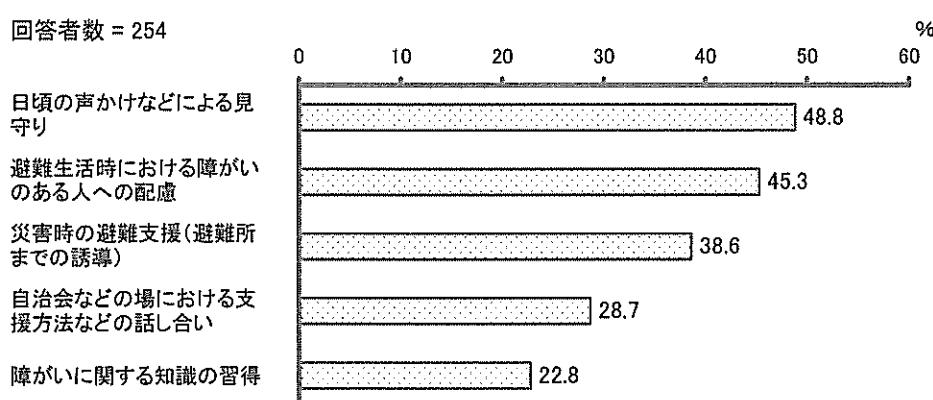
資料：障がい者計画策定のための実態調査

表 4-7 避難するのに困ること（上位 5 項目）

順位	全 体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1 位	坂や階段があったり、避難場所が遠いなど避難場所まで行けない 31.7%	坂や階段があったり、避難場所が遠いなど避難場所まで行けない 36.2%	災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない 32.5%	災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない 26.3%
2 位	困ることはない 24.4%	困ることはない 24.5%	災害時の情報入手・連絡の手段がない 28.8%	困ることはない 25.3%
3 位	災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない 19.2%	災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない 14.8%	坂や階段があったり、避難場所が遠いなど避難場所まで行けない 23.8%	坂や階段があったり、避難場所が遠いなど避難場所まで行けない 18.9%
4 位	災害時の情報入手・連絡の手段がない 16.1%	災害時の情報入手・連絡の手段がない 14.1%	困ることはない 23.8%	災害時の情報入手・連絡の手段がない 14.7%
5 位	避難する際の介助者がいない 10.0%	避難する際の介助者がいない 9.6%	避難する際の介助者がいない 13.8%	その他 12.6%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

図 4-8 災害発生時に（備えも含めて）障がいのある人のためにできる支援（上位 5 項目）



資料：障がい者計画策定のための市民意識調査

○ 具体的な施策

障がいのある人も地域社会において、安心・安全に生活することができるよう、災害情報の提供や避難所の整備を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の確立に努めます。

施策	具体的な内容
地域防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人を含めた避難行動要支援者に一番身近な自治会、区、自主防災組織が中心となり、要支援者や地域住民とともに避難経路の確認や、避難訓練への参加を促進します。○関係部署と連携し、地域住民に地域防災の重要性を周知・啓発します。○防災関係者に対する地域の防災力を高めるための研修等を行います。
避難行動要支援者に対する支援体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">○関係課、関係機関、自治会長、区長、民生委員児童委員等と連携し、災害時に避難支援を必要とする人の日頃からの状況把握と、障がいのある人やその家族等へ声かけの必要性を周知します。○避難行動要支援者名簿の関係機関への情報提供の同意書の提出を、関係者と連携を図り呼びかけます。○「災害時要援護者マップ」により、避難場所の確認や、避難に支援を必要とする人がどこに所在しているかを明らかにすることで、地域ぐるみの避難行動要支援者支援体制づくりを進めます。○障がいの程度・違いによる災害時の支援体制づくりに努めます。
防災訓練等の実施	<ul style="list-style-type: none">○地域の防災訓練に、障がいのある人が訓練に参加できるよう周知します。○防災訓練等に参加できない人については、見落としがないように民生委員児童委員等と連携して役割に応じた確認を行います。○防災訓練により、情報伝達や避難支援が実際に機能するか点検し、地域の共助力の向上に取り組みます。

施策	具体的な内容
防災に関する制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○火災報知器、聴覚障害者用通信装置等の給付制度や緊急通報装置の貸与制度の周知と活用を促進します。 ○言語障がい及び聴覚障がい等によって意思疎通の困難な一人暮らしの人等に対して、適切な医療につなぐため、救急医療情報キットの配布及び周知を継続します。
地域防犯体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人が犯罪の被害者とならないように、海津警察署等と連携し、防犯対策を推進するとともに、誰もが安心して暮らせるようにするために、地域における防犯体制の確立を図ります。

4 教育・育成

(1) 就学前の支援の充実

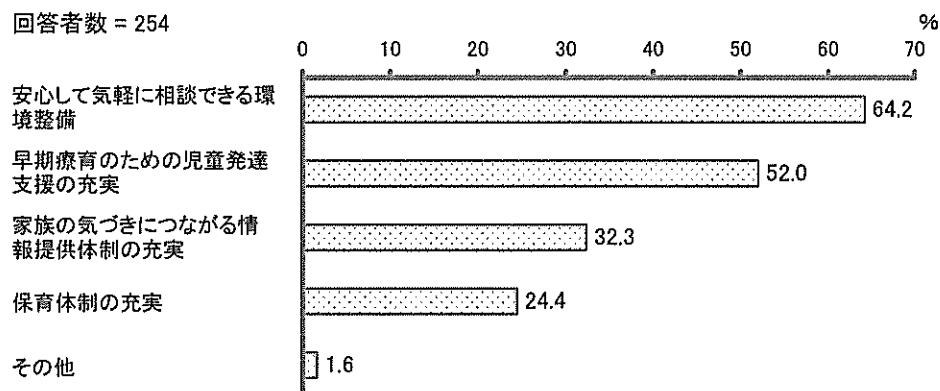
障がいや発達に課題のある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要です。特に発達期にある乳幼児期から必要な治療と指導、訓練を行うことは、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加につながります。

このため、就学前の健康診査等により、障がいや発達に課題のある子どもの早期発見を図るとともに、程度に応じた適切な療育を実施する体制の整備を図ることが重要です。

市民意識調査では、就学前の子どもで、発達の遅れや障がいのある子どもに対する必要な支援について、「安心して気軽に相談できる環境整備」の割合が64.2%と最も高く、次いで「早期療育のための児童発達支援の充実」の割合が52.0%、「家族の気づきにつながる情報提供体制の充実」の割合が32.3%となっています（図4-9）。

地域の保育・教育施設で障がいのある子どもの保育体制を充実することも必要です。

図4-9 就学前の子どもで、発達の遅れや障がいのある子どもに対する必要な支援



資料：障がい者計画策定のための市民意識調査

○ 具体的な施策

障がいや発達に課題のある子どもの保育・療育のために、保育体制や療育体制を充実します。

施策	具体的な内容
療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○各関係機関と連携する等、相談・指導等の支援体制の充実を図るとともに、療育システム推進委員会の機能を円滑にします。○ステージ移行の際、支援がとぎれたり、理解が得られないという問題が起こらないように、サポートブックの活用を促進し、具体的な支援の引継ぎに活用します。
発達障がいのある子ども（人）への支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○発達支援センター「くるみ」において、発達障がいのある子ども（人）やその家族に対して、相談や発達検査を行い、発達段階に応じた相談支援や小集団支援を行います。○未就園の子どもを対象とした「くるみクラブ」を開催し、友達との関わり方や保護者同士の交流の場を提供します。
保育体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○各保育園等が障がいのある子どもや発達上気になる幼児を受け入れ、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が行えるよう、受け入れ意識の高揚、保育・教育内容・技術の研修等による充実、人員の充実、施設の充実などに努めます。
保育園等訪問による支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○発達支援センター「くるみ」を核とし、こども課、学校教育課、健康課の関係機関が保育園等を訪問し、各園を利用している行動・認知面、集団行動などで課題を抱えている子どもについて、集団生活適応のための相談や、専門的な支援とあわせ、園の職員に対する支援を行います。

(2) 学校での支援の充実

障がいのある子どもに対して、その一人ひとりの障がいの特性や教育的ニーズを把握し、その子どもの持てる力を高めるよう支援の充実を図ることが必要です。

実態調査では、通園・通学していく、感じていることについて、「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」の割合が33.3%と最も高く、次いで「保育園・幼稚園・認定こども園や学校に満足している」の割合が26.7%、「進路指導が不十分（自立して働くような力をつけさせてほしい）」の割合が20.0%となっています（表4-8）。

子どもの休日の仲間づくり、活動の場づくりへの支援や、専門性をもった職員の配置が求められています。

表4-8 通園・通学していく、感じていることについて（上位5項目）

順位	全 体 (回答者数 = 30)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 7)	療育手帳所持者 (回答者数 = 23)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 1)
1位	休日などに活動できる仲間や施設がほしい 33.3%	休日などに活動できる仲間や施設がほしい 42.9%	休日などに活動できる仲間や施設がほしい 34.8%	休日などに活動できる仲間や施設がほしい 100.0%
2位	保育園・幼稚園・認定こども園や学校に満足している 26.7%	保育園・幼稚園・認定こども園や学校に満足している 14.3%	保育園・幼稚園・認定こども園や学校に満足している 30.4%	
3位	進路指導が不十分（自立して働くような力をつけさせてほしい） 20.0%	通園・通学が不便・送迎の体制が不十分 14.3%	通園・通学が不便・送迎の体制が不十分 21.7%	
4位	通園・通学が不便・送迎の体制が不十分 16.7%	進路指導が不十分（自立して働くような力をつけさせてほしい） 14.3%	進路指導が不十分（自立して働くような力をつけさせてほしい） 21.7%	
5位	障がいのない乳幼児・児童生徒とのふれあいが少ない 10.0%	障がいが理由で利用できない設備がある 14.3%	障がいのない乳幼児・児童生徒とのふれあいが少ない 13.0%	

資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

障がいのある子どもに対し、障がいの状況に応じた適切な教育を受けることができるように、教育内容の充実と教職員のスキルアップを図ります。

施策	具体的な内容
教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が一緒に授業や交流を行い、一人ひとりの豊かな人間性の育成を図るよう、教育内容の充実に努めます。○障がいに対する理解を深めるよう、周囲の児童生徒または保護者への啓発活動に努めます。○各学校で障がいのある児童生徒を受け入れができるよう段差の解消や障がいのある人用のトイレの設置等、施設の整備を進めます。
就学相談・指導の充実	<ul style="list-style-type: none">○一人ひとりの障がいの実態や教育的ニーズに応じた就学を図るため、指導・助言や必要な調査・資料収集、相談体制の充実に努めます。○学校・施設等の関係機関との連携等を図り、相談体制の充実に努めます。○発達支援センター「くるみ」において、定期的及び随時、小・中学校への学校訪問を実施し、行動・認知面・集団行動など課題を抱えている児童生徒について、集団生活適応のための相談や、専門的な支援とあわせ、教職員に対する支援を行います。
教職員のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none">○教職員に対しては障がいのある児童生徒の状況に応じて、正しい理解と認識及び指導力を養うことを目標とした研修の機会をもち、教育内容の充実とスキルアップに努めます。
発達障がいのある子ども(人)への支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○発達支援センター「くるみ」において、小学生を対象とした「かいけッズクラブ」を開催し、友達との関わり方や保護者同士の交流の場を提供します。

(3) 特別支援教育の充実

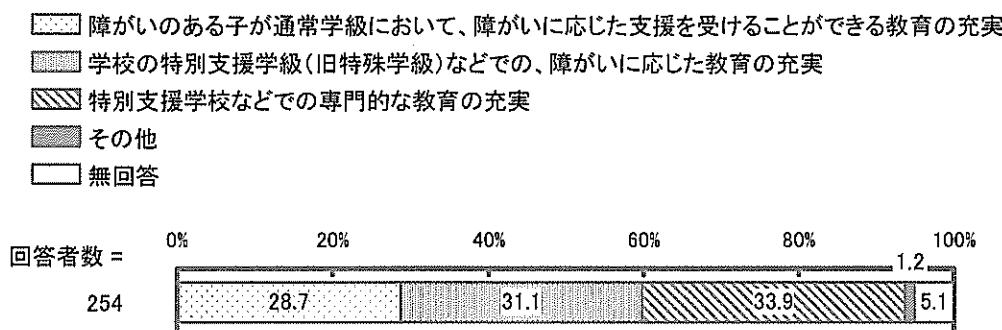
障がいによる様々なハンディキャップにより、小中学校の通常学級における教育を受けることが困難な場合や、通常学級における教育だけでは、その能力を十分に伸ばすことが難しい児童生徒については、その能力を最大限にのばし、将来の目標に向かって前進する意欲の維持向上につながる教育体制の整備と総合的な支援が必要です。

なお、平成25年9月には学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の一部が改正され、就学基準に該当する障がいのある子どもは、原則、特別支援学校に就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、市町村の教育委員会が、個々の障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが定めされました。

市民意識調査では、障がいのある子どもの就学環境として必要なことについて、「特別支援学校などの専門的な教育の充実」の割合が33.9%と最も高く、次いで「学校の特別支援学級などの、障がいに応じた教育の充実」の割合が31.1%、「障がいのある子どもが通常学級において、障がいに応じた支援を受けることができる教育の充実」の割合が28.7%となっています（図4-10）。

一人ひとりの障がいの状況に応じ適切な教育を行うために、特別支援教育の充実を図る必要があります。

図4-10 障がいのある子どもの就学環境として必要なこと



資料：障がい者計画策定のための市民意識調査

○ 具体的な施策

障がいのある子どもの就学環境が求められている中、特別支援教育を充実します。

施策	具体的な内容
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none">○特別支援教育の内容の充実を図るため、特別支援教育についての理解を深め、相談支援体制の充実を図ります。○特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うよう努めます。○教職員のスキルアップに努め、指導体制の充実を図ります。○保幼小中に専門家を派遣し、職員に対して支援方法などの指導や助言を行います。
特別支援学校と小学校、中学校との交流の推進	<ul style="list-style-type: none">○海津特別支援学校と市内の小学校や中学校との交流を推進し、障がいのある子どもに対する関わり方について考えるとともに、理解を深めます。

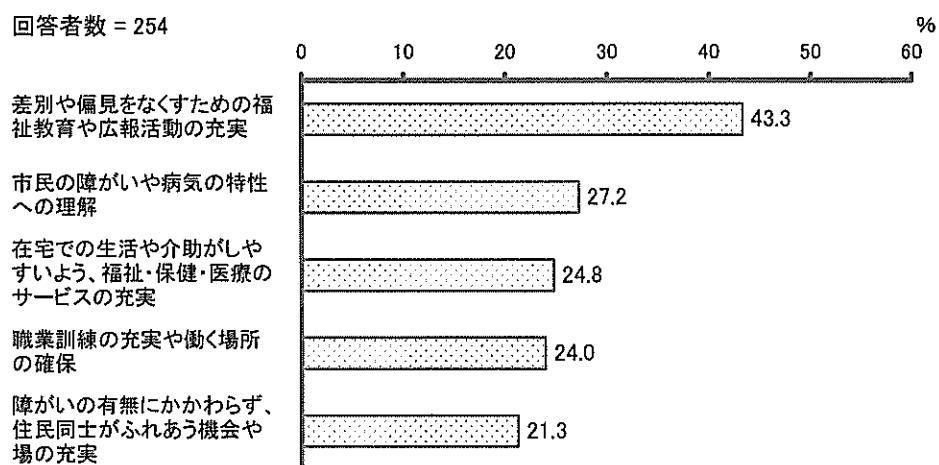
(4) 福祉教育の推進

障がいに対する理解を子どものころから学ぶことは、日常生活の中で、障がいの有無にかかわらず、ともに暮らし支えあう関係をつくる上でも重要なことです。

市民意識調査では、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこととして、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」の割合が43.3%と最も高くなっています（図4-11）。

今後も、学校教育を含めライフステージの各段階で障がいに対する理解を深める教育機会の充実が必要です。

図 4-11 障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと（上位 5 項目）



資料：障がい者計画策定のための市民意識調査

○ 具体的な施策

ライフステージの各段階で障がいに対する理解を深めるために、学校における交流活動や訪問活動等の福祉教育及び家庭における福祉教育の推進を図ります。

施策	具体的な内容
交流教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の障がい者施設等と市内の小・中学校、高等学校との交流活動や訪問活動等を推進します。 ○各学校で特別支援学級の児童生徒とともに学習する「交流及び共同学習」の機会の充実を図り、将来、障がいのある子どもが地域で生活できる共生社会の基盤づくりを進めます。 ○特別支援学校や障がい者施設と小・中学校との交流を推進し、児童生徒や地域住民が障がいや障がいのある人に対する理解を深めることができるよう、福祉教育の充実を図ります。
家庭における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭における福祉教育を進めるため、家庭教育学級の中で人権・いじめに関する学習機会の充実を図ります。

5 雇用・就労

(1) 雇用・就労の促進

障がいのある人の「就労」は、収入を得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものとして捉えることもでき、非常に重要な課題となっています。障がいのある人の自立を支援するためには、これまでの就労支援の取組の実績、経験、関係機関や各種事業所等とのネットワークが重要です

また、障がいのある人が、経済的に自立し、生きがいをもち、地域で暮らすため、事業主や市民の、障がいや障がいのある人の雇用についての理解の普及・啓発や、就労支援にかかる施策の推進が必要です

なお、平成 25 年 6 月 19 日に公布された、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号「障害者雇用促進法」）では、「障害者権利条約」の批准に向けた対応として、雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止や、障がいのある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）について定めるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を追加し、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

実態調査では、障がいのある人が働くために必要なことについて、「障がいのある人に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」の割合が 44.4% と最も高く、次いで「企業などが積極的に障がいのある人を雇うこと」の割合が 40.0%、「障がいの特性や程度にあった仕事が提供されること」の割合が 39.5% となっています（表 4-9）。

市民意識調査では、「職場の障がいのある人に対する理解を深める」の割合が 62.6% と最も高く、次いで「企業が積極的に障がいのある人を雇用する」の割合が 58.7%、「障がいのある人に配慮した施設や設備を整備する」、「仕事紹介や相談できる場を整備する」の割合が 47.6% となっています（図 4-12）。

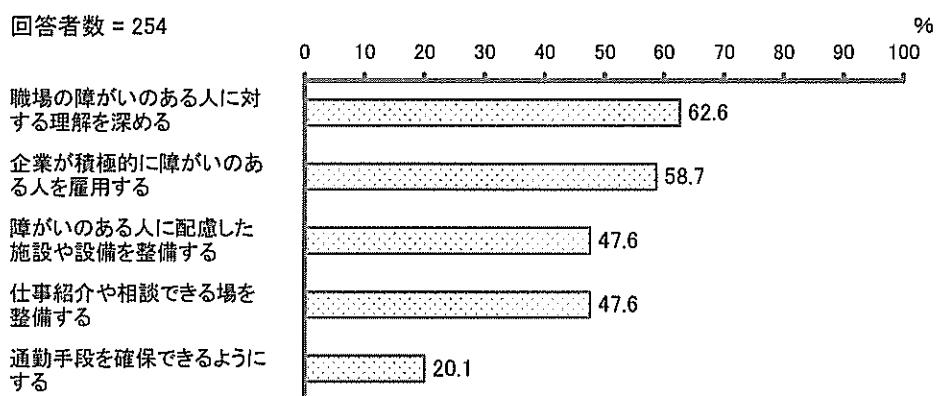
関係機関や企業との連携により、雇用に繋げていく就労支援体制づくりに支援が必要です。また、福祉サービス事業所及び障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、雇用された後も雇用継続に対する支援を行う必要があります。

表 4-9 障がいのある人が働くために必要なこと（上位 5 項目）

順位	全 体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1 位	障がいのある人に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること 44.4%	障がいのある人に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること 40.9%	障がいのある人に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること 62.5%	生活できる収入を得ること 52.6%
2 位	企業などが積極的に障がいのある人を雇うこと 40.0%	障がいの特性や程度にあった仕事が提供されること 37.6%	障がいのある人に配慮した職場の施設・設備が整っていること 56.3%	障がいのある人に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること 52.6%
3 位	障がいの特性や程度にあった仕事が提供されること 39.5%	企業などが積極的に障がいのある人を雇うこと 36.9%	障がいの特性や程度にあった仕事が提供されること 55.0%	障がいのある人にあった就労条件(短時間労働など)が整っていること 48.4%
4 位	障がいのある人にあった就労条件(短時間労働など)が整っていること 38.5%	障がいのある人にあった就労条件(短時間労働など)が整っていること 36.7%	企業などが積極的に障がいのある人を雇うこと 47.5%	企業などが積極的に障がいのある人を雇うこと 47.4%
5 位	生活できる収入を得ること 37.5%	障がいのある人に配慮した職場の施設・設備が整っていること 34.1%	障がいのある人にあった就労条件(短時間労働など)が整っていること 46.3%	障がいの特性や程度にあった仕事が提供されること 44.2%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

図 4-12 障がいのある人が働くために必要なこと（上位 5 項目）



資料：障がい者計画策定のための市民意識調査

○ 具体的な施策

障がいのある人の雇用を促進するために、企業への障がい者雇用の普及啓発や就労機会、多様な障がい特性に応じた就労の場の確保を図ります。

施策	具体的な内容
障がいのある人の雇用の啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 障がいのある人への雇用・就労の促進を図るため、雇用に対する理解と積極的な協力を、大垣公共職業安定所と連携し、海津市商工会等へ働きかけます。○ 「障害者雇用促進月間」(9月)には、市報やホームページ等啓発活動により障がいのある人の雇用の促進を図ります。
障がいのある人の就労支援	<ul style="list-style-type: none">○ 西濃障がい者就業・生活支援センター、大垣公共職業安定所と連携し、障がいのある人が一般就労するために、計画的な訓練や指導、事業所における作業実習や職場体験を実施し、適性に応じた就労移行のための支援等を推進します。
就労に関する相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 障がいの内容及び程度、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じた職業相談ができるよう、西濃障がい者就業・生活支援センター、大垣公共職業安定所、海津市無料職業紹介所等と連携して障がいのある人や企業に対する相談体制の充実に努めます。
就労定着に向けた支援 (就労定着支援)	<ul style="list-style-type: none">○ 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

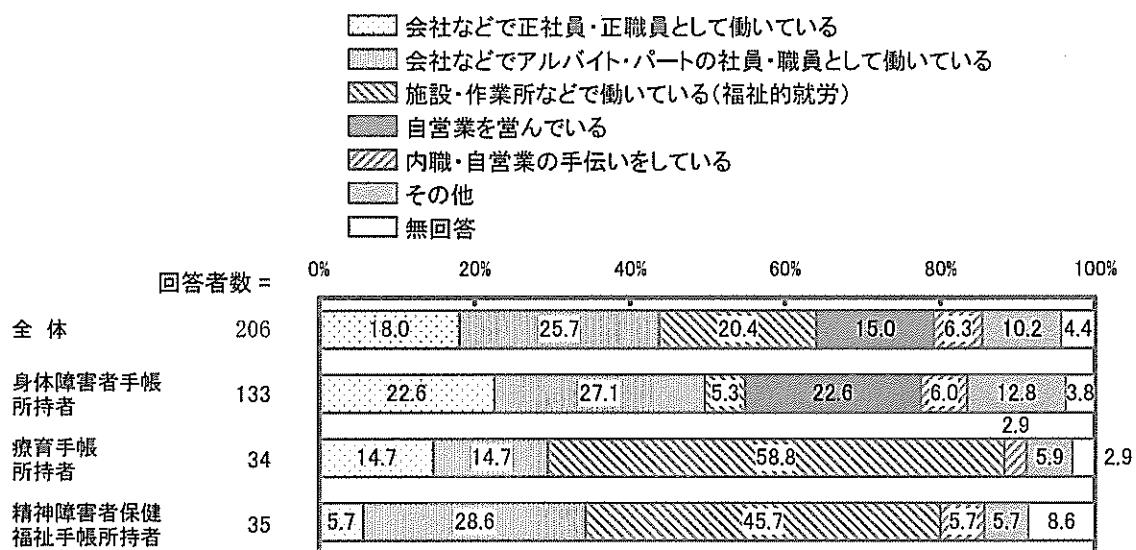
(2) 福祉的就労の促進

障がいのある人の職業を通じての自立は、働く権利、自己表現、社会への貢献、生きがいをもつという観点からも重要であるため、障がいのある人の一般就労への支援に取り組むほか、障がいの特性や病気などから一般就労が難しい場合もあることから、多様な就労の場の確保として福祉的就労の場を整備することや、工賃の向上をめざすため、障害福祉サービス事業所等の自主製品などのPR及び販路の拡大などへの取組が求められています

実態調査では、就労状況について、身体障がいのある人では、「会社などでアルバイト・パートの社員・職員として働いている」の割合が27.1%と最も高く、知的障がいのある人と精神障がいのある人では、「施設・作業所などで働いている(福祉的就労)」の割合が最も高くなっています(図4-13)。

一般就労へのステップとして、支援員や職員の指導を受けながら働く福祉的就労の場を確保する必要があります。

図4-13 就労状況について



資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

一般就労へのステップの場を拡げるために、福祉的就労の活性化を図ります。

施策	具体的な内容
就労継続支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○一般企業への常用的就労が困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供する等、就労継続支援を推進し、一般就労に必要な知識・能力の向上のための支援を行います。○企業からの受託作業や自主製品の生産により、安定的な仕事の確保に向け努力し、通所する障がいのある人の工賃アップに向け、受託作業を発注する企業拡大のため、商工会等と連携して支援します。○就労継続支援（A型・B型）事業所の確保に努めるとともに、一般就労への移行支援にも努めます。
就労移行支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○一般企業への就職を希望する障がいのある人に対して、一定期間、実習や知識、能力の向上のための指導を行い、就労移行支援を推進し、適性にあった職場への就労・定着を支援します。○市内、市外における就労移行支援事業所において、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等就労に必要な支援を行います。
福祉的就労の促進支援	<ul style="list-style-type: none">○障害者優先調達推進法に基づき、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進します。○各施設における自主製品のPRや市または地域の行事への積極的な参加を促進し、福祉的就労の活性化を図ります。

6 保健・医療

(1) 障がいの予防と健康の増進

がん・脳血管疾患・心疾患・糖尿病等の生活習慣病を原因とした障がいが増加しています。

本市では、各種がん検診や健康増進事業等により、障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見に努めています。また、子どもの疾病や障がいの早期発見・早期療育のためには、母子保健活動の充実が不可欠です。

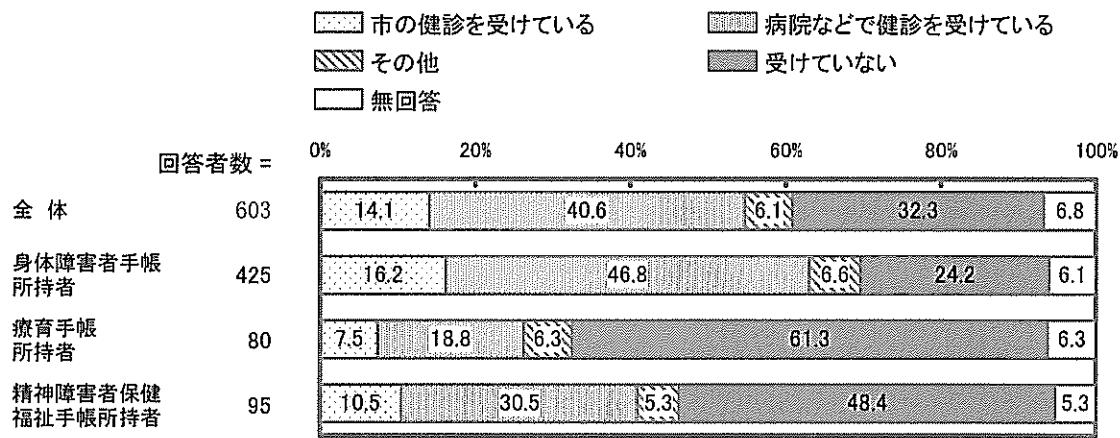
実態調査では、定期健診の受診の状況について、「病院など健診を受けている」の割合が40.6%と最も高くなっていますが、「受けていない」の割合も32.3%となっています(図4-14)。また、健康を維持するために最も心がけていることは「なるべく体を動かすようにしている」の割合が21.6%と最も高く、次いで「規則正しい生活を送るよう心がけている」「特にない」の割合が13.4%となっています(図4-15)。

健診の未受診の人も多くみられるため、定期的な健診の受診を関係課と連携して働きかけていく必要があります。

今後も、保健サービスや医療を有効利用し、障がいのある人の生活の質を高めるとともに、保健・医療サービスの提供を図ることにより、障がいの予防・早期発見・早期治療に努める必要があります。

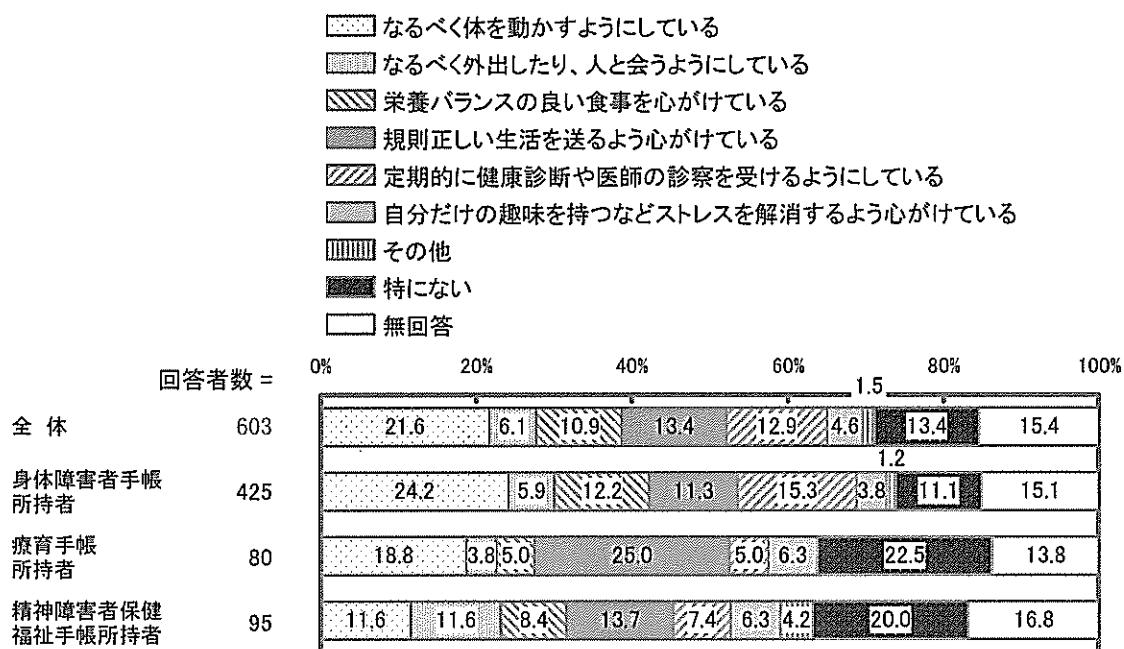
さらに、子どもの疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育は、その後の疾病・障がいの軽減や発達に大きく影響を及ぼすことから、今後も、周産期から幼児期までの各種健診及び教室相談に取り組む必要があります。

図4-14 定期健診（人間ドックなど）の受診について



資料：障がい者計画策定のための実態調査

図 4-15 健康を維持するために最も心がけていること



資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関などと連携し、疾病や障がいなどの早期発見及び治療、早期療育に努めます。

施策	具体的な内容
母子保健活動の充実	<ul style="list-style-type: none">○妊娠届出時及び妊婦相談・母親学級・育児教室等で、妊娠・出産から育児にいたるまでの正しい知識を啓発し、出産や育児に不安をもつ妊婦や母親の相談支援体制の充実を図ります。○乳幼児健診等の内容の充実と疾病等の早期発見に努め、治療や療育につながる支援体制の充実を図ります。
発達障がいのある子ども（人）への支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○発達支援センター「くるみ」を核とし、保健・医療・福祉・教育をはじめとする関係機関との連携、ネットワークを形成し、学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等発達障がいの早期発見に努めるとともに、早期からの専門的な発達支援や、発達段階に応じた適切な支援が受けられる体制づくり等、発達障がいのある子ども（人）への支援の充実に努めます。
疾病の予防、早期発見・早期治療の推進	<ul style="list-style-type: none">○生活習慣病（特定）健診や各種がん検診内容の充実と利用促進を図り、疾病の早期発見・早期治療に努めます。○生活習慣改善に重点をおいた健康教育・健康相談を推進し、生活習慣病の予防に関する周知を図ります。
医療情報の周知徹底	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人、高齢者、子ども等がそれぞれの病状に応じた適切な医療が受けられるように、医療機関に関する情報提供の充実に努めます。

(2) 精神保健福祉施策の推進

複雑化している現代社会では、家庭、学校、職場などのストレスが増大し、神経症やうつ病、アルコール依存症などの疾患をはじめ、ひきこもりなど様々な形の健康を失った人が増加しています。

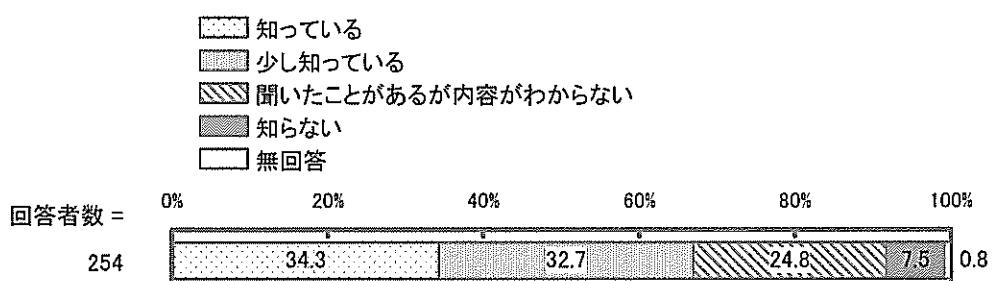
精神疾患は誰もが発症する可能性のある病気でありながら、適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であることを啓発するとともに、精神障がいや精神障がいのある人に対する周囲の正しい理解が必要です。

発達障害者支援法（平成16年法律第167号）の趣旨を踏まえ、発達障がいなどの早期発見に努め、関係機関との連携強化を図りながら発達障がい者の自立と社会参加を促進し、生活全般にわたる支援を図ることが求められています。

市民意識調査では、精神障がい〔統合失調症、気分感情障がい（うつ病など）、神経症性障がい（ストレス関連障がい）など〕の認知度について、「知っている」と「少し知っている」をあわせた“知っている”の割合が67.0%となっています（図4-16）。また、障がいのある人との接し方についての考え方については「自分一人ではどのように配慮をすればよいかわからないが、障がいについて理解している人がいれば普通に接することができる」の割合が58.7%と最も高くなっています（図4-17）。

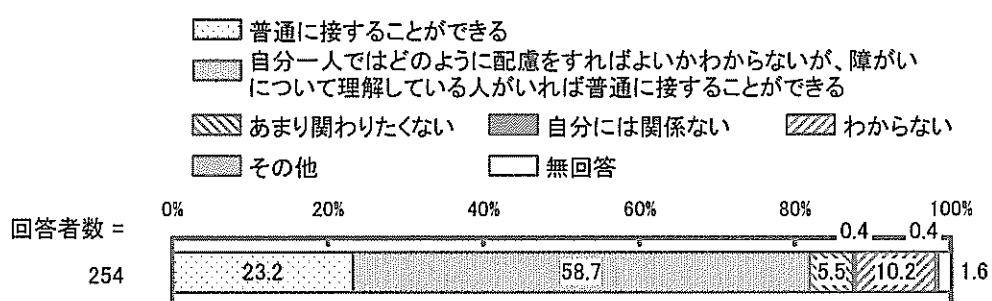
精神障がいを含めた障がいについて、さらに周知し、理解を深める必要があります。

図4-16 精神障がいの認知度



資料：障がい者計画策定のための市民意識調査

図4-17 障がいのある人との接し方についての考え方



資料：障がい者計画策定のための市民意識調査

○ 具体的な施策

精神障がいのある人の自立促進のために、精神障がいのある人や家族などに対する相談支援体制の充実を図ります。また、精神障がいや精神障がいのある人に対する周囲の正しい理解をするために、自殺予防対策事業等を行うことにより、市民の精神疾患に対する正しい知識や情報の普及・啓発を行います。

施策	具体的な内容
社会復帰や自立促進	<ul style="list-style-type: none">○精神障がいのある人に対する退院後の支援や、地域社会において自立及び社会参加ができるよう支援します。○精神障がいのある人やその家族等が、積極的に活動ができるよう家族会の活動を支援します。
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○精神科医師による「悩みごと相談」を継続し、市民が身近なところで相談できるよう支援します。○医療機関、保健所、相談支援事業所、地域活動支援センターと連携し、精神障がいのある人及び家族に対する相談支援体制の充実を図ります。
メンタルヘルスの周知	<ul style="list-style-type: none">○うつ病等こころの健康に関する予防等の情報を、市報・ホームページ等で周知します。
自殺予防対策事業の実施	<ul style="list-style-type: none">○自殺や自死遺族、精神疾患に対する偏見等をなくすため、研修会の実施や、市報・ホームページ、各種イベント等での普及啓発を図ります。

7 情報・コミュニケーション・社会参加

(1) 情報提供の充実

障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるような情報提供に努める必要があります。

さらに、視覚障がいや聴覚障がいのある人などが、日常生活における必要な意思疎通や情報入手が円滑に行われ、社会参加などが促進されるよう、障がいの特性に応じた情報提供手段の充実が必要です。

実態調査では、障がい者福祉に関する情報の入手先は、「医療機関」の割合が26.2%と最も高く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」の割合が22.9%、「市役所・県」の割合が22.4%となっています（表4-10）。また、必要な情報として身体障がいのある人では、「医療機関の情報」の割合が最も高く、知的障がいのある人と精神障がいのある人では、「障害年金や障害手当などの情報」の割合が最も高くなっています（表4-11）。

今日の情報化社会において、障がいのある人が様々な情報を入手できるように、一人ひとりの障がいに応じて、適切な方法で情報を提供する必要があります。

表4-10 障がい者福祉に関する情報の入手先（上位5項目）

順位	全 体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1位	医療機関 26.2%	医療機関 24.7%	サービスを受けてい るところ（施設、作業 所、事業所） 38.8%	医療機関 43.2%
2位	テレビ・ラジオ・新 聞・雑誌 22.9%	テレビ・ラジオ・新 聞・雑誌 24.5%	家族・親族 30.0%	市役所・県 27.4%
3位	市役所・県 22.4%	広報紙 24.0%	市役所・県 26.3%	テレビ・ラジオ・新 聞・雑誌 23.2%
4位	広報紙 20.2%	市役所・県 21.9%	友人・知人・近所の人 16.3%	家族・親族 20.0%
5位	家族・親族 20.1%	家族・親族 18.6%	医療機関 16.3%	サービスを受けてい るところ（施設、作業 所、事業所） 17.9%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

表 4-11 必要と感じる情報（上位 5 項目）

順位	全 体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1 位	障害年金や障害手当などの情報 28.0%	医療機関の情報 28.0%	障害年金や障害手当などの情報 31.3%	障害年金や障害手当などの情報 35.8%
2 位	医療機関の情報 25.7%	障害年金や障害手当などの情報 25.2%	相談できる場の情報 26.3%	相談できる場の情報 32.6%
3 位	福祉に関する法律や政策などの情報 20.6%	社会福祉施設の情報 20.7%	発達障がいに関する支援の情報 26.3%	福祉に関する法律や政策などの情報 23.2%
4 位	相談できる場の情報 20.4%	福祉に関する法律や政策などの情報 20.0%	福祉に関する法律や政策などの情報 23.8%	社会福祉施設の情報 22.1%
5 位	社会福祉施設の情報 19.9%	相談できる場の情報 16.0%	社会福祉施設の情報 22.5%	障がいのある人たちの情報 22.1%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

障がいのある人が様々な情報を入手できるように、障がいの特性に応じた情報提供に努めます。

施策	具体的な内容
障害福祉サービス等の情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市報・ホームページ等により障害福祉サービスに関する情報提供体制の整備・充実に努めます。 ○視覚・聴覚障がいのある人に対する日常生活用具給付事業（情報・意思疎通支援用具の給付）の利用促進を図ります。 ○相談支援事業所、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員児童委員等による情報提供の推進に努めます。
情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ○各関係機関が連携し、保健・医療・福祉・教育に関する情報の共有化、相互活用を図りながら、総合的な情報提供の充実に努めます。
市報による情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの有無に関係なく、情報を得やすい紙面づくりに努めます。また、視覚障がいのある人の情報保障と社会参加を図るために、音声等による市報の充実と周知に努めます。

(2) コミュニケーション支援の充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、従来の地域生活支援事業の「コミュニケーション支援事業」から「意思疎通支援事業」に変わり、幅広く解釈できるようになりました。また、これまで任意事業だった「手話奉仕員養成研修事業」が必須事業に位置づけられました。

今後、聴覚障がい等があり、日常生活における意思疎通を図ることに支障がある人の支援の充実を図る必要があります。

○ 具体的な施策

聴覚障がい等のある人の意思疎通の充実を図るために、障がいの特性に応じて、手話通訳や要約筆記などのコミュニケーションに関する支援体制の充実を図ります。

施策	具体的な内容
コミュニケーション支援事業の促進	○手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、意思疎通を図ることを目的としたコミュニケーション支援事業の促進を図ります。
手話奉仕員養成研修の開催	○聴覚障がいのある人との交流等の支援者として期待される手話奉仕員の養成のための研修会を開催し、人材の確保に努めます。

(3) 障がい者スポーツ・芸術・文化活動等の社会参加の促進 ● ● ●

障がいのある人が、地域社会の一員として、生きがいをもち、豊かに暮らすため、スポーツ・レクリエーション・文化活動や、自発的な活動などの社会参加活動に積極的に参加することは、様々な人とのふれあいや交流が広がることとなり、こうした活動を通じて、障がいのある人に対する理解も深まることとなるため、身近な地域での行事や活動等の参加機会の拡大などの取組が必要です。

実態調査では、この1年間に、趣味や学習、スポーツなどの活動を「何もしていない」割合が32.0%と最も高く、次いで「日帰り旅行」の割合が25.4%、「趣味やレジャーの活動」の割合が17.6%、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦」の割合が17.4%となっています（表4-12）。

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

表4-12 この1年間の趣味や学習、スポーツなどの活動内容（上位5項目）

順位	全 体 (回答者数 = 603)	身体障害者手帳所持者 (回答者数 = 425)	療育手帳所持者 (回答者数 = 80)	精神障害者保健福祉 手帳所持者 (回答者数 = 95)
1位	何もしていない 32.0%	何もしていない 32.5%	日帰り旅行 30.0%	何もしていない 37.9%
2位	日帰り旅行 25.4%	日帰り旅行 26.4%	コンサートや映画、ス ポーツなどの鑑賞・観 戦 25.0%	趣味やレジャーの活 動 17.9%
3位	趣味やレジャーの活 動 17.6%	泊りがけの旅行 18.6%	何もしていない 23.8%	日帰り旅行 17.9%
4位	コンサートや映画、ス ポーツなどの鑑賞・観 戦 17.4%	趣味やレジャーの活 動 17.9%	趣味やレジャーの活 動 18.8%	コンサートや映画、ス ポーツなどの鑑賞・観 戦 15.8%
5位	泊りがけの旅行 16.9%	コンサートや映画、ス ポーツなどの鑑賞・観 戦 16.2%	泊りがけの旅行 18.8%	スポーツやニュース ポーツなどの活動 8.4%

資料：障がい者計画策定のための実態調査

○ 具体的な施策

障がいのある人が、地域において、生きがいをもち、ゆとりや潤いのある生活を送るため、社会参加活動などに参加する機会の充実に努めます。

施策	具体的な内容
障がい者スポーツの推進	○スポーツ・レクリエーション行事への参加について積極的な支援を行い、障がい者スポーツの推進を図ります。
イベント開催による交流促進	○「長良川ふれあいマラソン大会」等の障がいのある人もない人も参加できるイベントを支援するなど、障がいのある人の社会参加の促進・交流機会の提供を図るとともに、障がいまたは障がいのある人に対する市民の意識の高揚を図ります。
文化・芸術活動への支援	○障がいのある人の文化活動等、積極的な活動を行うことができるよう支援します。
生涯学習の促進	○障がいのある人も生涯学習講座等を受講できるように、関係課と連携し、講座内容の充実を図ります。 ○各種講座や教室に関する情報提供を充実させるとともに、生涯学習活動の促進を図ります。 ○施設のバリアフリー化を図り、誰もが利用しやすい社会教育施設の充実に努めます。

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

教育、就労、保健・医療、生活環境等の全庁的な取組による庁内検討委員会等において計画の進行状況について把握し、必要に応じて見直しを行い、障がい者施策が適切に実行されるよう推進します。

(2) 市民、ボランティア、事業者等の役割

障がい福祉施策を推進していくためには、市民一人ひとりが障がい福祉に対する意識や認識を高めることや、ボランティア、NPO法人、福祉サービス事業者、民間企業、関係機関等の相互の連携が必要です。また、福祉サービス事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、ほかのサービスとの連携に取り組むことが求められています。

(3) 行政の役割

障がい者計画の推進にあたって、行政には障がいのある人の福祉の向上をめざして諸施策を総合的に推進する責務があります。

その責務を果たすためには、障がい者計画を推進する行政や関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図ることが必要です。

また、行政内部では、教育、就労、保健・医療、生活環境等、関連分野を担当する関係課が連携を強化するとともに、障がいのある人の視点から施策を見直し、ときには横断的な施策が推進されるよう取り組みます。

2 計画の進行管理

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等からなる地域自立支援協議会は、関係機関等が連携を図り、個別の相談支援の事例を通して明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

今後も、地域自立支援協議会において、各事業の実施状況と達成状況を把握しながら、全体的な進行管理を行います。

